

平成 20 年旭市議会第 2 回定例会委員会会議録目次

公営企業常任委員会 平成 20 年 6 月 18 日（水）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	8
所管事項の報告	8
閉会	17

建設経済常任委員会 平成 20 年 6 月 19 日（木）

付議事件	21
出席委員	21
欠席委員	21
委員外出席者	21
説明のため出席した者	21
事務局職員出席者	21
開会	22
議案の説明、質疑	23
議案の採決	28
所管事項の報告	29
陳情の審査	44
陳情の採決	47

閉会	4 8
----	-----

文教福祉常任委員会 平成20年6月20日（金）

付議事件	5 1
出席委員	5 1
欠席委員	5 1
委員外出席者	5 1
説明のため出席した者	5 1
事務局職員出席者	5 2
開会	5 3
議案の説明、質疑	5 4
議案の採決	5 5
所管事項の報告	5 6
請願の審査	7 4
請願の採決	8 5
意見書案の説明	8 6
陳情の審査	8 8
陳情の採決	9 3
閉会	9 3

総務常任委員会 平成20年6月23日（月）

付議事件	9 7
出席委員	9 7
欠席委員	9 7
委員外出席者	9 7
説明のため出席した者	9 7

事務局職員出席者	9 8
開会	9 9
議案の説明、質疑	1 0 0
議案の採決	1 1 4
所管事項の報告	1 1 4
陳情の審査	1 1 7
陳情の採決	1 2 0
閉会	1 2 1

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成20年6月18日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第10号 専決処分の承認について

（旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例）

出席委員（6名）

委員長 日 下 昭 治

副委員長 木 内 欽 市

委 員 林 一 哉

委 員 向 後 和 夫

委 員 高 木 武 雄

委 員 林 俊 介

欠席委員（1名）

委 員 伊 藤 鐵

委員外出席者（1名）

議 長 明 智 忠 直

説明のため出席した者（15名）

副 市 長 鈴 木 正 美

病院事務部長 伊 藤 敬 典

水 道 課 長 堀 川 茂 博

国民宿舎
支配人 野 口 國 男

病 院 技 監 作 田 重

病院契約室長 太 田 信 春

病院経理課長 鈴 木 清 武

病
再 整 備 室 院 長 鏑 木 友 孝

病院整備課長 永 嶋 英 和

病院医事課長 加 藤 勝 治

そ の 他 担 当
職 員 5名

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

主 查 穴 澤 昭 和

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（日下昭治） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立しました。

それでは、公営企業常任委員会を開会いたします。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上の理由により欠席させていただきたいとのことでしたので、ご了解願いたいと思います。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いします。

しばらく休憩します。委員の皆様はそのままお待ちください。

休憩 午前 10 時 1 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 1 分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、明智議長に出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。

議長、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） どうも皆さん、おはようございます。

梅雨の中休みといいましょうか、だいぶすばらしい天気が長続きするような感じがいたしまして、それだけに夏の暑さを感じるような季節になってまいりました。

委員の皆様方には早朝から公営企業常任委員会ということでご出席をいただきまして、大変どうもありがとうございます。ご苦労さまでございます。

きょうの付託案件は1議案ということではありますけれども、どうぞ慎重なる審議をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

なお、いろんな面で、執行部の皆さん方には説明のために、大変お忙しい中来ていただきましたことを、心からお礼を申し上げたいと思います。

簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は明智議長さんにもご出席をいただきまして、公営企業常任委員会ということで、委員の皆様には朝から大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部のほうからご審議をお願いいたします案件は、先ほど明智議長さんのほうからも話がありましたが、1件でございます。議案第10号、専決処分の承認について、内容につきましては、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正に関するものでございます。この専決処分につきましてご審議をお願いしたいわけですので、よろしくお願いをいたしまして、簡単ですが、ごあいさつに代えさせていただきます。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

ここで、鈴木副市長は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩をいたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

（副市長退席）

再開 午前10時 4分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（日下昭治） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、専決処分の承認についての1議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

それでは議案第10号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今回の条例改正の趣旨は新しい診療報酬を適用するための改正でありまして、特に補足説明はありません。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 病院の補足は無いということでお話ございました。

議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） それでは、二・三ご質問申し上げます。

本会議で改正によりこのように変わるというような説明がございました。その中で、薬価でプラスの0.38%ですか、診療報酬のほうでマイナスの1.2%、全体でマイナスの0.82となるよというような説明でございました。これは金額が分かれば一番いいことなんですけども、まだこれからやることで、なかなか金額は出ないと思いますけれども、その診療報酬、これちょっと初歩的な質問で申し訳ないんですけど、いろいろ薬価、あるいは診療、それから機械というような全体の診療報酬に入って、営業利益ですか、そこに入ってくると思うんですけども、その割合なんかは、大まかでいいんですけども分かるんでしょうか。薬価がだいたい営業収入の何%、それから診療報酬というか技術料ですが、そういうものは何%、あるいは機材、器具の使った分が何%、そういう大まかの営業収益の内容が分かればお聞きしたいです。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（加藤勝治） 細かい数字は今持ち合わせてないんですが、全体の診療報酬、収入に対しまして薬剤とその材料、今回マイナス1.2%のマイナス改定でございますが、全体収入に対しまして33%程度、薬価と材料費がございます。

○委員長（日下昭治） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 補足になりますが、医業収益という部分、これで申しますと、19年度の実績でいきますと大体271億円ぐらいですね。そのうちの、さっきの答弁ですと33%ぐらいが薬価と材料費ということになるんです。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄）　それで薬価と材料費のパーセントは分かりました。

そうしますと、いろいろなすばらしい機械、器具を使用して診療しますよね。それはやはり医療診療のほうで全部ひっくるめてになっちゃうんですか。その機械の使う、機械と言っていいんだか何だか分からないけど、そういうものを使ったのはやっぱり、それなりに診療報酬が上がるとか、そういうのはあるんですか。

○委員長（日下昭治）　高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（加藤勝治）　機械等の使用に関しましては、例えばＣＴスキャンとか、ＭＲＩ、または最近ではＰＥＴ等ございまして、やはりＣＴスキャン、ＰＥＴ、相当な高額な機械でございまして、それなりの手技料がございまして。ＰＥＴに関しましては、今１回 7,500点、ＦＤＧを用いた場合につきましては 8 万 6,250 円で、病院の施設基準上 100 分の 80 算定ということで、やはり ＰＥＴ に関しましては 8 万円程度の手技料と。使用料ということになるかと思いますが、そのような金額設定になっております。これが診療報酬ということになります。

○委員長（日下昭治）　高木委員。

○委員（高木武雄）　そうしますと、そういうものもいろいろな、点数で変わるんだか金額で変わるんだかちょっと分かりませんが、今回の改定に多少影響してくるんですか。

○委員長（日下昭治）　高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（加藤勝治）　２年に１回の改定があるわけなんですけど、今回は全体でマイナス 0.82% 改正と。薬価改正は薬価と材料で 1.2% でマイナスですか。先ほどの ＰＥＴ の手技料とか、あと手術料等の手技料的なものは診療報酬といたしましてプラス 0.38% の改正ということになっております。今回の改正は主なものとしましては、救急医療、小児医療、産婦人科医療等が改正の主なもので、プラス改正というふうな改正となっております。

○委員長（日下昭治）　高木委員。

○委員（高木武雄）　そうした中で、これを今度適用した場合に大ざっぱでプラスになるのかマイナスになるのか、大ざっぱで、予想でいいですけど、その辺はどのようになるんでしょうか。

○委員長（日下昭治）　高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（加藤勝治） 今年から入院につきましてはD P C導入ということで、D P Cに関しましては今年度からで、前年度の比較というのは、対象物となるものがございませんので、どの程度上がったという比較はできない状態ではいるんですが、全体で入院ですと、これ診療報酬の改定だけの影響で見たんですが、入院ですと一人1日当たり100.3%のアップ、外来ですと106.3%アップという試算になっております。

○委員長（日下昭治） よろしいでしょうか。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 先ほど医事課長から言いました、4月からD P Cが導入されたのと、4月から診療報酬改定ということで、どちらの影響というのがちょっとまだ詳しくは分かっておりません。ただ、3月の入院単価というのが4万1,924円、これに対して4月の入院単価がプラス0.8%増の4万2,272円となっています。また、外来単価、3月の外来単価が1万5,302円、これに対して1.1%増の1万5,468円ということで、3月と4月を対比させると入院、外来とも単価がアップしております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） すみません、そういうふうになるということでございますけど、こういふなるとやっぱり、患者さんもこの率によって上がるんですか。患者さんが払うほう、これで上がってくるんですか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（加藤勝治） 診療報酬改定の率から言いますと、全体でマイナス0.82%ということでございますので、診療報酬全体としては下がるということになりますので、患者さんの負担も当然下がると。これは全国的に見たらマイナス0.82%でございます。

あと、旭中央病院については先ほどのとおり……（録音漏れ）……1日当たりの単価につきましては若干上がっておりますので、単価が上がるとことはイコール、患者様の負担ですか、当然1割負担、2割負担、3割負担ございますので、その点数に掛けまして負担率の金額でいきますと多少アップになる。一概にアップというわけでもないんですが、全体、病院の全科から見れば多少、若干上回るのかなという試算になっております。

○委員長（日下昭治） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

(発言する人なし)

○委員長(日下昭治) 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑が終わりました。

議案の採決

○委員長(日下昭治) これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(日下昭治) ご異議ないようでございますので、委員長の報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(日下昭治) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

病院事務部長。

○病院事務部長(伊藤敬典) 報告の前に、この4月に県から派遣職員2人増えましたので、先に紹介をさせていただきたいと思います。

一人が事務技監でまいりました作田重でございます。建築のほうの技術を担当しまして、今回の再整備事業についての建築の目から見たいろんな業務を担当いたします。

それからもう一人、これは事務のほうでありますけれども、従前の用度課を改めまして契

約室にいたしまして、その契約室長に太田信春でございます。

紹介は以上でございます。

○委員長（日下昭治）　続きまして、報告をお願いします。

○病院事務部長（伊藤敬典）　私からは1点、先日旭中央病院に関する新聞報道がございまして、その件について報告させていただきます。

旭中央病院に関しまして、去る6月4日以降新聞等で報道された件につきまして報告させていただきます。

この概要につきましてはもう既にご案内かと存じますが、県内在住の男性49歳が、茨城県神栖市内の病院で腹部の腫瘍摘出手術をしたところ、腫瘍と思われたものが実はタオルでありまして、しかもこのタオルは当院で胃切除の手術をした際に体内に置き忘れられたものでありました。

病院としては、この報道以前の6月2日には既に男性と面会をしておりまして、謝罪をしております。ご本人からはその際でありますけれども、お叱りの言葉よりもむしろ、25年前のことであるにもかかわらず当院が迅速に対応したことにつきまして、逆に感謝の言葉をいただいたという状況であります。また、ご本人からは訴訟ではなく示談で今後進めたいというご意思も示されたところであります。

病院といたしましては、今後も解決に向けて誠心誠意の対応をしていくとともに、再発防止に向けた万全の取り組みをさらに強化していく所存でありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、この件につきましては、常任委員会の皆様へのご報告が大変遅くなってしまいましたけれども、日下委員長、それから木内副委員長には最初の新聞報道のあった翌日の6月5日に、この件に関するこれまでの経緯等について簡単にご説明をさせていただいたところであります。また、明智議長、それから平野副議長にも同日に同様の報告をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（日下昭治）　病院再整備室長。

○病院再整備室長（鏑木友孝）　私のほうからは再整備事業の進捗につきましてご報告をさせていただきたいと存じます。A3、1枚でありますけれども資料を用意いたしてありますので、ご覧いただきたいと思います。

現在、再整備事業は実施設計の最中でございますけれども、病院内の各部署の意見を聞き

ながら建設の仕様などの詳細につきまして検討を行っております。また、県をはじめまして関係機関との各種協議も進めているところでございます。

項目を、1番から8番となっておりますけれども、この項目ごとにご説明いたします。

①の実施設計の図面の作成でございます。各部署の詳細設計となっておりますけれども、病棟でありますとか外来棟、すべての部署での諸室内のコンセント、それからLAN、LANというのはコンピュータの配線のことであります。それから給排水、それから空調や医療機器の配置などの詳細図面の作成を行っておりますところでございます。

その次の、各部署で必要とする備品の配置と運用の検討でございます。検査、それから中央滅菌ですね、それから図書・研修センター、内科外来、化学療法センターなどでございますけれども、これらの部署と検討中でございます。

その次にまいります。内科外来の運用であります。患者の動線を基に受付・診察室・説明室などの配置、それから診察全般の運用を検討いたしました。

それから、栄養科の運用でございます。新本館では調理方法が変更になりますことから、厨房のレイアウトでありますとか、厨房機器の選定を栄養科と検討中でございます。今度ありますけれども、新本館では調理方法がニュークックチルというような方法に変わります。これは飛行機の機内食と同じ方法であります。こちらのほうを採用したいと考えております。今後につきましては、メニュー作りとかということもありますので、早い段階から取り組んでいきたいと考えております。

次に、4床室の詳細設計でございます。4床室につきましては、詳細検討を行いまして、患者の処置や院内感染対策などからも十分な広さが確保できるように検討をしております。こちらにつきましては、実際の簡単な模型などを用いまして、いろいろ検討いたしました。それから、4床室のトイレにつきましても、入り口方向でありますとか、円滑な車イスでの利用が可能になるよう配慮をいたしまして検討いたしました。

それから、防犯対策及び新本館の玄関の運用であります。病院全体の防犯対策といたしまして、出入管理装置でありますとか防犯カメラの設置を検討いたしました。それから、夜間及び休日の出入りは、一括して1階夜間の出入口ということに限るというようなことで検討いたしております。

それから、玄関が北側に配置されておりますので、どうしても北風が強いということがあります。特に冬場でありますけれども、このようなことから北風対策といたしまして、風除室の詳細を検討を、現在も行っているところであります。

それから、外構の設計であります。工事中のスケジュールに合わせまして、車の流れを考慮して患者駐車場の整備計画でありますとか、車寄せについても検討中でございます。

それから、IT部会との調整であります。新本館移行時の病院全体と新本館内のネットワークの設計の仕様を検討しております。病棟では電子カルテ端末の設置場所でありますとか台数、それから外来では受付・呼出・会計などの各システムとの調整を行っております。

②の電波障害対策についてであります。既に開始されております地上デジタル放送につきましては、現在の共聴アンテナの地域にて視聴ができないことがないように、事前に調査を行って、希望があればこの後アンテナの設置を補助するというような方針で考えております。この事前調査でありますけれども、もう既に済んでおります。

それから、現状のアナログ放送につきましては、新本館の建物建設によりまして電波障害区域が拡大することが予想されますので、事前に調査を実施していくこととしております。

③であります。駐車場対策でありますけれども、新本館着工前の迂回道路工事に伴いまして患者駐車場が減りますけれども、近隣の土地を賃借いたしまして新たな駐車場を整備し、患者の利用する駐車場台数を確保していくこととしております。それと、今後の駐車場管理でありますけれども、患者様に分かりやすいような案内表示板等を含めまして検討をしております。

④であります。残土の有効利用であります。建設発生土の有効利用によりましてコストの削減を図るということです。搬入土につきましてですけれども、ヘリポート南側駐車場がございます。こちらのほうには利根川の浚渫土の搬入を海匠整備センターの銚子整備事務所と協議をしております。それから搬出土につきましてですけれども、新本館から発生する土につきまして、近隣の大規模なほ場整備工事で使っていただけるように県と協議をしております。それから、矢指小のほうで今年度に埋め立て工事をするというようなことでありますので、教育委員会のほうとも話を進めております。

⑤です。起債についてであります。現在、市長部局や県庁市町村課、それから財務省千葉財務事務所と協議をしております。現在の申請額でありますけれども、今年度は一応5億5,000万円でありますけれども、9月ごろには許可額が示されるというような予定です。充当率ですか、そこら辺が分かってくるわけでありまして、実際の借入額につきましてですけれども、補助金の額とかによって、また進捗によって変わってきますので、1月ごろ再度打ち合わせを行うこととしております。

⑥の県補助金についてであります。千葉県公的医療機関整備事業補助金が該当いたします

けれども、こちらのほうも6月、今月に補助金の申請を行って、それから8月には内示額が示されるという予定でございます。こちらの補助金につきましても、新本館の建設事業費が確定して後に、また1月になるかと思えますけれども、再度打ち合わせを行うというような予定でございます。

⑦のスケジュールであります。この7月末までが実施設計の予定でございますが、8月から12月までの間に発注準備、それから入札・契約を予定しております。1月には新本館着工というような予定でございます。

⑧の今後の申請手続きでありますけれども、建築関係です。一団地認定、全体計画認定、それから構造大臣認定、それから建築確認申請などがございます。施設関係でありますけれども、病院開設許可事項中の一部変更などがございます。

簡単ではございますけれども、以上です。

○委員長（日下昭治） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 議員の先生方、お手元に資料ございませんが、19年度の決算の見込み額がほぼ確定しましたので、ちょっと大ざっぱな数字なんですがご報告させていただきます。

平成19年度病院事業における収益的収入は、税抜きなんですが299億7,195万5,000円。収益的支出は296億6,106万4,000円となり、当期利益金なんですが、当初予算が6,867万8,000円のところを、今回3億1,089万円というような形でなりました。

以上です。

○委員長（日下昭治） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 国民宿舎のほうから、施設の改修工事を進めておりますので、こちらのほうの経過につきましてご説明させていただきます。

まず、繰越計算でもご報告いたしましたのですけれども、ダイニング工事をはじめといたします1階部分につきましては、予定どおり19年度末で終わったわけでございます。現在、2階と3階の客室工事のほうを進めております。それと、アスベストの処理工事がございますが、これは完了しております。

2階部分、それと3階部分の客室につきましては、ほぼ完了しておりますけれども、3階の一部でクロス張り等が残っております。6月30日までにはすべて終了する予定になっております。

また、東館が現在改修工事を進めておりますけれども、7月10日には東館のオープンとい

うことで供用を開始する予定になっております。

今回の改修によりまして、東館の特に洋室になりますけれども、バス・トイレ付きはもちろんですけれども、インターネット環境も即使えるような形で提供したいなという方向に考えております。また、これに伴います予約の状況ですけれども、7月につきましては若干まだゆとりがございまして、昨年の実績の55%程度ですけれども、8月につきましてはほぼ90%に相当する予約を受けておりまして、この時期におきましては、8月につきましては非常にいいペースかなということで、ご報告をさせていただきます。

また、漏れましたけれども、外壁塗装が残っておりますけれども、これはきょうと明日で実施する予定になっておりまして、東館につきまして外壁塗装も完了する予定になっております。

簡単ですけれども、以上でございます。

○委員長（日下昭治） ほかに報告事項ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） それでは、報告事項いただきましたので、何かお聞きしたい点ございましたらお願いしたいと思います。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） ちょっと聞きなれない名称があったんですけれども、この4床室。この4床室というのは私初めて聞いたんですけれども、どのような部屋なんですか。その点お尋ねいたします。

○委員長（日下昭治） 林一哉委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 要するに4床室とは4人ですね、一部屋に入れるということです。個室というのは一人ごとの部屋なんですけれども、4床室というのは4人入れるというようなことで、今回いろんな簡単な模型を作りまして、こんな配置にしたほうがいいんじゃないかとか、いろんなそのような検討をいたしました。

以上です。

○委員長（日下昭治） よろしいでしょうか。

向後委員。

○委員（向後和夫） 搬入土ですね、駐車場整備のための。これが利根川の浚渫土を使うということですが、場所によってはかなり塩を含んでいる土もあるわけです。それを使う

と周囲に若干の影響が出るんじゃないかなと思いますので、その辺十分注意をしていただきたいと思います。

○委員長（日下昭治） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 既にそこら辺の話はしておりますけれども、実際データももらっております。ただ、今後実際に入れるにあたりましては、向こうからまた決められた二十幾つかの検査がありますけれども、そのほかに塩分濃度も調査していただけるようにということで進めております。

以上です。

○委員長（日下昭治） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 補足でございますが、向後委員のご指摘のとおりでありまして、ですから浚渫したものをだいぶ寝かして、時間を置いてから塩分の検査をして、それから搬入してもらうようにしております。

以上です。

○委員長（日下昭治） 向後委員、よろしいでしょうか。

ほかに何かございますか。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） それではちょっともう1点だけお聞きします。

この電波障害の件なんですけれども、共聴塔ですか、やる時に、瀬戸山地区で相当数対策費、たしか二・三千万かかったと思うんですけれども、今回この本館改修について、いろいろな何か、今度障害の範囲が増えるような地区があると思いますけれども、予想されるんでしょうけれども、過去、鍋木再整備室長も知っていると思いますけれども、たしか何世帯くらいだったかな、それと過去の、現在今までの電波障害の世帯数と、これから予想される範囲の世帯数、だいたいどのくらいになるかお知らせいただき、できればお願いしたいと思います。

○委員長（日下昭治） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 現在、今までのところなんですけれども、おおよそ200軒くらいというのを聞いております。それと、今後なんですけれども、背が高くなりますので、影響するところも増えるわけなんですけれども、さらに100世帯くらいが予想されております。

以上です。

○委員長（日下昭治） よろしいですか。

ほかにございますか。

向後委員。

○委員（向後和夫） 新病院のほう、玄関が北側に配置をされるということですね。そのための風除室ですか、この詳細を検討しているようではございますけれども、北側がだいぶ空き地になっておりまして、かなりの強い風が吹き込んでくると思うんで、その辺十分に対策を練らないと、冬場の暖房が結構ロスしてくるんじゃないかなろうかと思いますから。ひとつその辺を。

○委員長（日下昭治） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鏑木友孝） 今、入り口なんですけれども、北側に3つ用意してございます。その所のメインの所ですね、出入り口なんですけれども、直接入ってくるんじゃないでZ形に入ってくる。それから、そこの横の距離も置いて、同時に、一回に、風が入らないようにというようなことをいろいろ工夫しておりますので、そのように検討しております。よろしく願います。

○委員長（日下昭治） ほかにございますか。

高木委員。

○委員（高木武雄） 先ほどの医療事故のちょっと関連でお伺いをしたいと思います。

先ほど説明がございまして、その後の対応がすばらしかったということで、私ども安心しているところでございます。しかしながら最近、中央病院ではございませんけれども、各病院で医療事故というか医療ミスがかなり多発しているわけですよ。そうした中で、点滴の作り置きだとか、あるいはこないだインターネットで出たんですけど、千葉の有名な大学で左右の目を取り違えて手術したと、そんな事故をよく目にするもので、そういう、これはあつてはならないことではございますけれども、人間のやることだからなかなか100%というわけにもいかないと思いますけれども、そのような医療事故に対する対応、予防の対応はこれは万全であると思いますけれども、大まかでもこういうことを、今までやってなかったのを今度こういうものを行ったよということがあれば、またお知らせいただきたいと思います。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院総合対策室主幹。

○病院総務課長補佐（片見武寿） きょう、野口のほうがちょっと欠席しておりますので、私が総務課長補佐の片見です。代わりに説明いたします。

医療事故の防止につきましては、各種院内に対策の委員会を設けてありまして、そちらのほうで、例えば小さなミスが起こった場合にそれをどう対処するかとか、というのを常日頃

やっております。今回もこの件に関しまして、さらに病院の中で検討して、対策等を検討しております。

以上です。

○委員長（日下昭治） よろしいでしょうか。

ほかに何かございますか。

木内委員。

○委員（木内欽市） ……（録音漏れ）……資材の高騰で大変だと思います。本会議でもちょっとお尋ねしましたが、資材費の本体工事に占める割合、ちょっと教えてください。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 全部ではないんですけれども、直接工事関係でありますけれども、現在のところ、だいたい比率でいきますと15%くらいが上がっているようです。ただ、このほかに一般経費とかというのがございますけれども、建設費で今全体ではどのくらいなのかというのはちょっと出ておりません。材料につきましては15%くらいが上がっております。

そんな中で物によって率が上がっているもの、それからかなり、ふたを開けたら、例えば鉄骨工事とかというのは50%とかありますけれども、トータルしますと15%くらいです。

○委員長（日下昭治） 病院技監。

○病院技監（作田 重） 失礼いたします。技監の作田と申します。よろしくお願いいたします。

追加させていただきたいんですけれども、躯体工事の中で特に原材料の値段が高くなっている、鉄筋等がございます。これにつきましては、今のところ18%ぐらいの設計のウエートになっております。

これはあくまで直接工事費という中のウエートですので、先ほど室長が申し上げました、工事費算出するには直接工事費からほかに経費を足していきますので、このままのウエートになって工事費の中に占められるということではございません。ただ、直接工事費の中では20%弱ということで、鉄筋についてご報告いたします。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 当初は一時的な値上がりだろうと思っていたでしょう。原油だって上がり続けていますし、大変だと思いますけれどもがんばっていただければと思います。

また、そのほかにも、こういう定例会以外でも、私の考えなんですが、公営企業等皆さん方の意見を出し合って、知恵を出し合ってという集まりは、まだまだこれから重ねていったほうがいいかなと思います。先日も医療事故の問題、正副委員長にはすぐありましたけれども、幸い順調に進んでいるということで正副委員長に報告で済んだんでしょうが、何かありましたら我々議員のほうも協力するわけですから、どうぞそういう時は病院だけで悩まずに、どうぞ、我々は市民の代表でございますので遠慮なく、そういうことは申し付けていただきたいと、このように思います。

以上です。

○委員長（日下昭治） 答弁は特に。はい。

ほかに何かございますか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないということでございますので、所管事項についての報告を終わります。

○委員長（日下昭治） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時42分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 日 下 昭 治

建設経済常任委員会

平成20年6月19日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 2 号 工事委託契約の締結について

《付託陳情》

陳情第 2 号 最低賃金の大幅引き上げを求める陳情

出席委員（6名）

委員長 嶋田 哲 純

副委員長 滑 川 公 英

委 員 嶋田 茂 樹

委 員 平 野 浩

委 員 林 七 巳

委 員 平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 明 智 忠 直

説明のため出席した者（16名）

副 市 長 鈴 木 正 美

商工観光課長 神 原 房 雄

農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫

建 設 課 長 米 本 壽 一

都市整備課長 島 田 和 幸

下 水 道 課 長 中 野 博 之

農業委員会
事務局 小 田 雄 治

その他担当
職員 9名

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一

事務局次長 石 毛 健 一

主 査 穴 澤 昭 和

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（嶋田哲純） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

また、市民より傍聴したい趣旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前 10 時 1 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 1 分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（明智忠直） 皆さん、おはようございます。

常任委員会の審査ということで、きょうは2日目ということで、昨日、公営企業常任委員会に続きまして建設経済常任委員会を開催していただくわけであります。委員の皆さん方には本当に早朝から大変ご苦労さまでございます。また、執行部の皆さん方にも説明のために大勢の皆さん方おいでいただきましたことを心からお礼を申し上げたいと思います。

建設経済常任委員会に付託されました議案は1件、陳情が1件ということで、6月議会議案としましては大変少ないわけでありますけれども、慎重審議の上、よろしく願いを申し上げます。

ごあいさつに代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願い申し上げます。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会ということで、明智議長のご出席をいただきまして、委員の皆様方には朝から大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部のほうからご審議お願いいたします案件は、議案第2号、工事委託契約の締結についてでございます。その内容は、公共下水道旭市浄化センターの建設工事の委託契約となっております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（嶋田哲純） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第2号、工事委託契約の締結についての1議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

それでは、議案第2号について下水道課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） ボードに図面を用意しておりますので、前に出させていただきます。ご説明いたします。

おはようございます。

ご説明申し上げます前に大変申し訳ございませんが、事前に配布させていただきました資料、A3の2枚つづりのものでございますけれども、資料に誤記がございましたので訂正させていただきます。

まず、1ページ、左下の⑤水処理機械設備工事の3行目、最初沈殿地設備の「地」、それから2行下の最終沈殿地の「地」、それと2ページ目になりますけれども、2ページ目の⑤

機械の２行目の最初沈殿地の「地」がいずれも土偏になっておりますが、正しくは、さんずいの「池」でございますので訂正させていただきます。申し訳ありませんです。

それでは、議案第２号につきましてご説明申し上げます。

本議会での補足説明、議案質疑での説明と重複する点があるかと存じますが、ご了解お願いいたします。

最初に、委託内容でございますが、資料の１ページ、旭市浄化センター増設計画図をご覧ください。

黒色で着色している部分が既施設でございます、現在稼働しているところでございます。赤色で着色している部分が流入汚水量の増加が見込まれるため、今回委託をいたしまして、平成23年度末までに増設する施設でございます。

高段ポンプ棟につきましては、マンホールポンプによりポンプアップをしている状況でございますが、平成23年度末には既存容量の毎分2.5立方メートルを上回ることが予想されるため、①の土木建築工事により高段ポンプ棟を建設し、②、③の水処理設備工事及び電気設備工事により毎分2.5流米のポンプ２台、これは今現在マンホールポンプとして使用しているものを再利用するところでございますが、それと毎分４流米のポンプ１台、これは予備になりますけれども、これを設置するということを考えております。また、災害時などの停電の際に運転が停止しないよう非常用電源設備を設置いたしたいと考えております。

水処理施設でございますが、反応タンクと最終沈殿池の躯体につきましては１系列分が建設済みでございますが、初期対応ということで半系列分の設備を設置して現有処理能力といたしまして、日最大3,100立方メートルで当初、供用開始を行い現在に至っております。

なお、初期で流入汚水量が少量であり、大きな浮遊物が沈殿しないため初期対応といたしまして、最初沈殿池は今現在設置してございません。

平成23年度末には現有処理能力とほぼ同量の流入汚水量となることが予想され、施設容量に余裕がなくなるため、④の土木工事により１系列の分の最初沈殿池を建設し、⑤、⑥の水処理設備工事及び電気設備工事により１系列分の最初沈殿池と半系列分の反応タンクと最終沈殿池の設備を設置するものであります。

次に、工程及び事業費でございますが、資料２ページ目をご覧ください。

左側の丸付きの数字が１ページ目の工事と対応しております。また、グラフ下の数値は各年度別の事業費で、単位は100万円で記載してございます。

事業費は工事費と事業団への委託事務費との計でございますが、ふくそうするために事業

費のみを記載させていただいております。

下の表をご覧ください。

工種別の事業費ですが、土木建築工事は①と②でございまして4億8,600万円、水処理設備工事、これは機械設備工事でございますが、②と⑤で2億6,400万円、電気設備工事は③と⑥で2億3,600万円でございます。合計で9億8,600万円ということでございます。

また、年度別で見ますと平成20年度が9,000万円、平成21年度が3億7,600万円、平成22年度が3億3,400万円、平成23年度が1億8,600万円でございます。

次に、随意契約等をした理由と委託先を日本下水道事業団とした理由につきましては、密接に関連しておりますので併せてご説明いたします。

下水道施設の建設は、特に処理場の建設につきましては土木、建築、機械、電気などの各分野にわたる経験豊富な専門技術職員が必要でございます。一方、処理場の建設は、流入汚水量の増加に合わせて一定規模の施設を段階的に建設するもので、その間隔は数年あるいは10数年であり、本市の今回の増設においても、平成11年度末の供用開始後の最初の増設であり、平成23年度に必要とするということでございますので12年でございます。今後も同様であらうと思われるところでございます。

このような中、下水道事業を実施する各地方自治体がそれぞれ専門技術職員を十分確保するのは不効率、非経済的であることから、職員数を経常事務に必要な人数に抑え、不足する部分を必要な時に必要なだけ使えるよう専門技術職員を十分擁する日本下水道事業団が設立されておりまして、多くの地方自治体が利用しているところでございます。

日本下水道事業団への委託協定の内容は通常の請負業者への発注と異なり、積算業務、請負業者への発注業務、施工管理業務など地方自治体が行う業務を代行させるものであり、また、完成後の総合点検及び総合試運転、2年後までの事後点検、15年後の検診などアフターケアも万全でございます。

日本下水道事業団は昭和47年発足以来、これまでに数多くの施設の設計や建設等を受託してきた経験がございまして、このような団体は日本下水道事業団よりほかないことから、地方自治法第234条及び同法施行令第167条の2第1項第2号のその性質または目的が競争入札に適さないものとするときに該当することから、日本下水道事業団と随意契約により建設を委託したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（嶋田哲純） 下水道課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 説明どうもご苦労さまでした。

日本下水道事業団というのは、地方公共団体の中でどのくらいのシェアを占めているんでしょうか。それと、資材が今高騰していますが、スライド条項とかそういうもの、4年にわたって仕事をするわけですけれども、そういう条項を付けてあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 本議会の質疑につきましてもご説明いたしましたが、全国の処理場数が平成17年度末の資料でございますけれども、2,039か所ございます。そのうち日本下水道事業団が当初から建設に携わり通水を行った処理場の数が、これはちょっと平成19年で時期が2年ずれておりますけれども、平成19年度末までで1,206か所でございます。おおむね日本全国の処理場の中の約6割が日本下水道事業団が当初から携わっているというような状況でございます。

また、県下の実施につきまして見てみますと、下水道を実施している県下の地方自治体は県を含めまして37団体でございます。そのうち処理場を要しておる団体が22団体でございます。そのうち事業団に委託をしておるところが17団体ということでございまして、県下の約8割の地方自治体が日本下水道事業団に委託しているというような状況でございます。

また、2点目のスライド条項をしてあるかということでございますけれども、協定の中ではしてございません。これにつきましては、今後資材価格の上昇等によりまして委託金額がもしかして上昇する場合がございます。また協定の変更等によりまして対処したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） スライド条項はまだ付けていないということですが、契約書の中には、例えば1,000分の15という契約変更というのは入っているんでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 地方自治体から日本下水道事業団への委託協定の中では、その条文は入ってございません。ただし日本下水道事業団がこの協定を受託した後、事業団のほうで請負業者に発注する契約の中には条項が盛り込まれているものと思っております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） ということは、4年にわたって9億8,600万円ということは、事によってもっと数字が変わってくる可能性もあるというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 下水道課長。

○下水道課長（中野博之） この9億8,600万円につきましては、多少不慮なことがあっても対処でできるような柔軟なところで、ある程度の余裕を持って設定してございます。その中でのございましたら、契約の変更がなされなくて済むというようなことでございます。それ以上のことになりましたら、やはり協定の変更等を行います。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

平野浩委員。

○委員（平野 浩） 本会議でも質疑があったんですけれども、契約の金額の9億8,600万円の根拠についてご説明をいただいたんですけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員の質問に答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 9億8,600万円の積算につきましては、先ほどご説明を申しましたとおり、高段ポンプといたしまして土木建築工事費として4億8,600万円、水処理施設として2億6,400万円、電気設備として2億3,600万円ということでございます。これにつきましては、一部分詳細設計はできておりますけれども、今後詳細設計を進めていくというものもございます。基本設計は作成されてございますので、基本設計に過去の実績等々を含めた中で、精度の高い見積もりをしておるといようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

平野浩委員。

○委員（平野 浩） 事業団の発注元というんですか、企業名については把握しているんでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） ある程度把握をしております。日本下水道事業団におきましても、発注をする場合には登録者名簿に搭載されなければならないというものがございます。その中、県下で該当するであろう業者につきましての名簿につきましてはいただいております。その中、日本下水道事業団は本議会でもご説明いたしましたとおり、現在は原則として一般競争入札以外は行っておりません。ということで、どの業者も登録しておれば、その資格要件にのっとれば参加ができるということでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（嶋田哲純） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第2号、工事委託契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田哲純） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせて

いただきます。

所管事項の報告

○委員長（嶋田哲純） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） お手元に配布してございます防災マップの2面、両面刷りになっていますけれども、揺れやすさマップのほうをご覧いただきたいと思います。

今、世界各地でいろいろな地震が起きていますけれども、これは昨年度、国の補助をいただきまして作らせていただきました。これは県の地質データを基に作ったものでございます。地盤の揺れ、地震はどのぐらいのを想定しているかといいますと、旭市におきます直下型地震、それから元禄大地震、マグニチュードでいいますと6.9から8.2になりますけれども、これを想定しまして地盤の揺れでございます。

凡例のところを見ていただきたいと思います。

この大きな地震が起きると、大体市内では震度6強の地震が起きます。色を3種類に分けてございますけれども、真ん中の震度6強、薄緑色が、震度6強の中でさらに3つに分けてございます。これは6から6.2、それから真ん中の黄色が6.2から6.3、左側のダイダイ色が6.3から6.5未満ということになります。

被害状況は下書いてあるとおりです。人ですと立っていることができないということになります。

裏のほうを見ていただきたいと思います。

地域の危険度マップ、これはこの地盤のところに、さらに建物の状況を落としたものでございます。建物の構造とか建築年度、ですから新耐震基準前の昭和56年以前の建物ですと被害がかなり出るということになります。

凡例のところに出ていきますように、紫ですと危険度5で約30%程度の家屋の倒壊が出るということが想定されるということになります。例えば紫色がでございます。これが危険度5ということになります。その中に例えば50mメッシュで切っておりますから、平成10年ごろに建てた家もこの色になってしまいます。その中の構成比で計算しますので、こういう形になります。

次に、こちらのパンフレットを見ていただけますでしょうか。「もしもの地震に備えて、わが家の地震対策！」というパンフレットです。

これは、木造住宅が地震が来た場合に起きる被災原因とか、それに対して耐震改修をどのようにしていったらいいのか等が記載されております。また、その一番裏のほうには、今、私のほうで耐震診断を去年から、補助制度を実施しておりますけれども、そのPRが書かれています。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課の所管事業につきまして報告をいたします。

報告につきましては、政務報告で申し上げた部分もございますので、補足して報告したいというふうに思います。

まず、夏季観光についてお知らせしたいと思います。

夏季観光につきましては海水浴場の開設がございます。海水浴場につきましては、今年も飯岡と矢指ヶ浦の2か所で開設をいたします。開設期間につきましては7月19日から8月24日までの37日間ということになります。それに伴っての安全祈願につきましては7月19日に飯岡、それから矢指ヶ浦、両海水浴場と食彩の宿いいおかの3か所で実施する予定でございます。

それで、飯岡、矢指ヶ浦の祈願祭につきましては、正副委員長の出席をお願いしたいというふうに思います。

そのほか、あさひ砂の彫刻美術展が7月14日から21日まで、矢指ヶ浦海水浴場の西側の特設会場で作品の展示が行われます。20日の夜には発表会や花火大会などが行われる予定になっております。

また、そのほかにも恒例となっております「サマーフェスタ in 矢指ヶ浦2008」につきましても、今年は8月2日に予定をしております。

それから、「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル2008」でございますが、今年は第20回目を迎えるということの中で、7月26日・27日の2日間、食彩の宿いいおかの前で開催をいたします。今年は第20回の記念ということで花火大会の打ち上げ時間の延長、それから打ち上げ本数につきましても3,000発から4,000発にするということもございます。そのほかイ

ベント等も実施するという予定でございます。

そのほかにも「七夕市民まつり」について申し上げますと、第54回を迎える七夕まつりということで、今年も8月6・7日、水・木の2日間開催をいたします。催し物につきましては例年と変わるところはございません。また椎名佐千子さんにもおいでをいただくというふうになります。ミス七夕につきましては7月19日の土曜日に東総文化会館で行います。

七夕市民まつりでございますが、今年につきましては建設経済常任委員の皆様にも出席をお願いいたしたいというふうに考えております。

それから、旭市の食の市についてちょっと申し上げたいと思います。6月14日、先週の土曜日ですが、市内銀座通りを中心として各商店街での販売促進、売り出し、それから地元で生産された農畜産物などの展示即売を行いました。何でもそろそろ食のまち旭という部分を内外に発信したところでございます。こういったことが中心市街地のにぎわいを取り戻す一助になればというふうに思っております。当日の入り込み人数につきましては、約800人程度あったというふうに聞いております。

この食の市でございますが、商工会を中心に活動しております旭市中心市街地活性化委員会が、中心市街地の活性化に向けた初めての試みということで実施しました。今後もさまざまな取り組みを積極的に進めていきたいというふうに考えております。

次に、プレミアム付き共通商品券の発行事業ということで、プレミアム付き共通商品券につきましては、ご存じのとおり、まちおこし、まちづくりの一環事業として実施しているものでございまして、今週の日曜日、6月22日に販売をいたします。市内全域を対象に5か所で6,000セット、6,600万円の費用というふうな中で発行いたします。これに加盟する店舗ですが、522店舗という部分で昨年より25店舗ほど増えております。このプレミアム付き共通商品券でございますが、年間通しては1万2,000セットということで1億3,200万円を予定しているところでございます。ですから、残りの6,000セット分につきましては年末に第2回目として販売する予定でございます。

最後に、長熊スポーツ公園の整備について申し上げたいと思います。

本事業につきましては、長熊スポーツ公園が市民の交流の場として、また釣り堀利用者が快適に利用できる施設として整備するものでございまして、整備面積につきましては、前々からお話ししておりますけれども、全体3.5ヘクタールのうちの釣り堀部分については約1.8ヘクタール、公園部分が1.7ヘクタールということになります。

その整備方針でございますが、現状の利用状況並びに整備要綱を踏まえた中で、釣り堀と

スポーツ施設等の整備というふうになります。

工事の手法でございますが、釣り堀部分につきましては、浮棧橋の改修、それからしゅんせつした汚泥、土砂等を固化して活用するということの中で、ある程度専門的な知識も必要ということから、12月補正でコンサルに実施設計を委託して実施するという部分でございます。また、公園部分につきましては、市において設計して発注するということから、今回釣り堀部分と公園部分を分離発注ということにしました。そのほかにも、魚は生き物でございますので、ある程度放流の時期も決まってくると思いますし、また補助事業の性格上、ある程度余裕を持って年度内に完成を目指すということもその要因ということになっております。

入札の予定日につきましては6月30日、一般競争入札で行う予定でおります。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、配布してございます資料に基づきまして説明したいと思います。

初めに、旭中央病院アクセス道、東西線と南北線に色分けした線を入れた図面があるかと思えます。それを見ていただきたいと思います。

おとといの用地買収の状況でございます。中央病院から国道までなんですけれども、赤い部分が62%、29人おまして18人が買収済みですよという説明でございます。青いほうが中央病院から川島歯医者さんのところに至る道路でありまして82%、34人中28人が買収済みですということです。

私この席で第1回の定例会、3月議会の常任委員会で両方合わせた状況をご報告申し上げました。それは、これ全員合わせますと63人になるんですけれども、63人のうち、その時は22人でした。それが3月の状況ですけれども、今はこんな状況に変わっていますというようなものでございます。

この表につきましては、説明は以上です。

それからもう一つ、赤いライン、やはり千葉鹿島ライン計画ルート図というのがあります。これは東京ガスが千葉市から神栖市までガスパイプを道路の下に計画しまして、神栖のほうまでガスを供給しようというような計画です。千葉から八街、八街から芝山、芝山から、通った方はご存じかと思いますが、今、横芝光まで工事を終えております。これから匝瑳市

に入って旭市に入ると、こんな状況であります。

全部で総延長、ここにありますがけれども76キロメートルになるわけであります。旭市につきましては、2枚目の図面と見比べながら見ていただきたいと思いますけれども、これは秋田地先から始まりまして米込、入野、萬歳に通じる田んぼの真ん中にある農免道路を通すという、そういった計画であります。

旭部分につきましては9.8キロになります。具体的に来月、道路の占用に伴います細かい書類が出てまいります。でも、工事は予定としましては、2ページ目にありますように今年の秋から、田んぼが終わった時期から、10月ごろから始めて、最終的には平成22年3月まで管を埋める工事をやって、その後、舗装とするというのが平成22年度の末というような状況です。

先ほども言いましたように、これから細かい申請が上がってきますけれども、今の明らかにされています情報をお知らせしたいと思います。

なお、占用料、これはあくまでも試算ですけれども、年間150万円ぐらいかなというふうな予定であります。

これは東京ガスの行うガス埋設管の工事の関係です。

2点報告いたしました。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 当課からは、本年度の面整備工事につきましてご報告申し上げます。

本年度の面整備工事につきましては、袋地先約2.6ヘクタールの区域を予定しております。具体的な場所といたしましては、国道126号の袋の十字路からマツモトキヨシの十字路までの区間と仁玉川で囲まれた区域でございます。

工事内容といたしましては、国道部分につきましては、工事区間延長約280メートルの間に水深工及び開削工にて計200ミリの塩ビ管を埋設いたします。また、主要地方道旭小見川線につきましても、工事区間延長140メートルの間に同型の塩ビ管を埋設いたします。国道部分につきましては、交通量が多く昼間工事が困難でありますので、原則夜間工事で行い、それ以外の路線につきましては車両交通に影響の出る部分は夜間、そのほかは昼間工事で行う予定であります。工事の実施に当たりましては、交通規制や騒音などでご迷惑をおかけい

たしますが、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら工事を進めてまいります。

なお、去る5月29日、袋の加納院において地元説明会を開催したところであり、早期に工事発注ができるよう準備を進めております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 次ございませんか。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それではすみません、若干時間をいただきまして農水産課のほうから3点ご連絡、ご説明等をさせていただきたいと思います。

お手元の資料の中に飯岡西部地区の仮同意取得状況、2枚の紙をお目通しさせていただきたいと思います。

本会議の一般質問の中でも同意、仮同意の同意率等につきましてご説明等をさせていただいております。この表につきましては詳細の同意状況というところでお目通しいただければと思います。

特に上のほうの番号1から9まで、これにつきましては飯岡西部地区の集落の方々290名に対しまして、同意率が現在90%。10番から30番、これにつきましては飯岡西部地区以外、例えば旧海上地区あるいは匝瑳市、千葉市、そういう方々いろいろ地区外にいるわけでございます。その方々の82名に対しまして84%、トータル的に89%の同意というようなことでお目通しいただければと思います。

さらに、後ろのほうの資料でございます。

やはりこれも一般質問の中で若干触れさせていただきましたけれども、未同意をされている方々の主な理由ということで、推進員と職員が接触した中で同意いただけない理由という部分で聞き取りをしたものでございます。1から7まで、こういう数字になっております。具体的には、事業の実施計画が具体化してから同意するよという方、あるいは米価が安くて今のところと、そういう方々の意見が実は42名あるということでございます。

ただこの内容からしてみると、同意をいただくということは、これからいろいろな推進活動の中で余り至難なことではないなと我々は考えております。いち早く42名の方に同意をいただくべく進む所存でございます。

あと若干ございますけれども、実は飯岡西部地区の土地改良に係る方々にアンケート調査を実施しました。資料の中にありませんけれども、実はこの中で、回答率は76%でありますけれども、買いたい人ということで、土地改良事業を機に買いたい人、これが32名いらっしゃ

やいます。面積的には約18町歩ほど面積的に買いたいと。逆に売りたいという方が72名いらっしゃいます。面積的には約17町歩ということで、だいたいの売りたい、買いたいという面積がほぼ一致をしているということで、土地改良事業を機に買いたい人、売りたい人の農地がある程度整理をされまして、担い手等に対して農地が集積されるのかなと、そういうふうを考えております。

それと、農水産課のほうで考えています土地改良事業、これはあくまでも受益農業者の農業振興ということで、これが第1でございます。現在、農家の方に意向を聞いてみますと、補助事業等を利用して規模拡大をしたいという方が15名ほどいらっしゃいます。こういう方々に対しまして、いろいろな意味でこの土地改良事業を契機に支援をしていきたいなというふうに、そろそろその時期かなということで、具体的には国庫の補助事業等を活用させていただいて、規模拡大をしたい人たちに対しての支援、こういうものも土地改良事業と併せまして進めていきたい、そういうふう考えています。

それと、本席をおかりしまして若干おわびというんですか、我々は土地改良事業につきましては372名の方、これのご理解をいただかないと進むものではございません。すべての全員の方の理解、特に一般質問の中でも我々のほうからちょっと答弁等をさせていただいたんですけれども、他地区からの排水、これもやはり372名の方の了解、ご理解をいただかないと、役所がこういう絵をかいて、これでいきましょうということでやっておっても、これは成功するものではないと、土地改良事業のすべての方々にご理解をいただく、これが大前提というふう考えております。

そういうふうなことで、いろいろこれから考えます計画等につきましても372名の方に十分ご説明をしてご理解を賜って、その中で一番いい計画、これを作成すべく、これから進んでいきたい、そういうふう考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、この資料の3ページ、2枚目のほうをご覧になっていただきたいと思ひます。

2枚目のところに平成19年度の地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業という長いタイトルがございます。これは実は市の会計を通さないで、実は直接国が市で構成しました担い手支援協議会。現在農協、あるいは農業委員会、あるいは農林漁業金融公庫あるいは海匠農林振興センター、こういう方々にメンバーになっていただきまして組織を立ち上げてございます。ここに実は補助金、こういうものが流れてきまして農業者の方に支援をする、そういうものを実は平成19年度から行っております。

具体的にはいろいろな農業者の方が機械整備、そういうものをする際に10分の3、30%以

内の支援を行う、補助金を付けるということでございます。あとの残りにつきましては、近代化資金あるいは農林漁業金融公庫資金の無利子資金で農業者の方の経営規模拡大の支援をしていく、そういう事業が平成19年度から立ち上がっております。

具体的に平成19年度、この真ん中の表にありますように、総事業費としましては4億9,300万円近く実は事業を行っております。総体的に農業者26件の方に対しまして平成19年支援をいたしまして、支援の中身等につきましては、この区分にありますように鉄骨ハウスあるいはトラクター、コンバイン、中には豚舎を規模拡大した、あるいは無人ヘリコプターを1機導入した、そういう農業者の方もいます。そんなことで国からの補助金、トータル的には1億4,285万4,000円、これが実は農業者のほうへの支援ということになっております。3割の支援の金額でございます。具体的な補助残につきましては、下に書いてありますように農業近代化資金あるいは農機具ローン、ちばみどりの資金、そういうもの等で農業者の方に対応をしていただいているということでございます。

さらに、次のページを見ていただきたいと思います。

そういう農業者の規模拡大に対します支援と併せまして、担い手のアクションサポート事業ということで、これはいわゆるソフト事業でございます。認定農業者に対しましてのいろいろな経営支援、それにつきまして平成19年にやったことが各種掲げてございます。平成19年の決算額としましては300万円、国から補助金をいただきまして、これを有効的に活用させていただいております。中には、実は市長にも行っていただきまして、トップセールスというようなことで東京の消費者に直接、あるいは市場に直接出向いていただきまして、旭市の野菜、そういうものを実はPRをした、そういう以下いろいろなことをやっております。

特に、平成20年につきましては若干国からの予算が減っておりますけれども、240万9,000円、このお金を使いまして、さらに担い手農業者への経営支援等をしてまいり所存でございます。

以上、実験事業あるいは担い手アクションサポート事業、これにつきましては市の予算書の中には盛り込んでありませんけれども、具体的にこういうものが動いておるということでご理解を賜ればと思います。

もう一つすみません、資料の中に「米政策改革の着実な推進に向けて」という資料を、リーフレットのほうをお目通しいただきたいと思います。

実はお米の生産調整、我々本当に農水産課、農業者の方には推進したくない事業でありますけれども、とはいえ実は、昨年秋に全国各地で生産調整を実施しておきながら米価があま

り上がらない、逆に下がっているという、そういう批判がありまして、国の施策は何をやっているかと、そういう中でどうも生産調整を確実にやっていない県が福島県、茨城県、千葉県、ここの3県が大分実は農業者間で問題になってきております。そういうような背景等もありまして、実は昨年秋から現在まで国・県から着実な推進、これが実はいろいろな面でご指導をいただいているところでございます。

現在、若干お米の値段が上がったよという農業者からもありますけれども、とはいえ確実にお米の消費は減っているという部分で、少しでも需要と供給のバランスが崩れると値段に差が出てくる。そんなことで具体的に現在、市としましては稲のホールクロップサイレージ、併せまして今年からえさ米という家畜にお米を食べていただく、そういうもの等で実は具体的に転作推進等をしております。

具体的な市の面積でありますけれども、資料の一番裏を見ていただきたいと思います。現在、旭市につきましてはこの資料の右側にありますように、需要量に関する情報、これが実は旭市内で生産していただきたいという数量が1万3,605トン、数量に直しますと22万6,750俵でございます。これを10アール当たり558キロという面積換算をしますと、旭市で作っていただきたい面積が2,438.2ヘクタールという、そういう実は指示が来ております。市内面積が4,156.7ヘクタールですので41.3%、これを転作をしてくださいという、そういう国あるいは県からの情報ということで流れてきております。この41.3というのはなかなか難しい数字でありますけれども、先ほど言いましたように、旭市には畜産農家のご理解をいただきながら、えさ米で現在少しでも国の施策に協力しようということで推進をしております。現在、市長が冒頭議会の前にごあいさつしましたように、その中で41という数字、そういう数字が現在、えさ米として手が上がっております。これもさらに拡大すべく現在、認定農業者等に対しましてお願いをしているところでございます。

ただ気になるのが、この資料のページの的には4ページをお開きいただきたいと思います。4ページの6のところにペナルティという、ちょっとあまりいい表現ではないんですけれどもあります。このペナルティの欄の右側の(2)のところに20年度産の生産調整が目標未達となった都道府県あるいは地域ということで、これにつきましては20年の産地づくり対策、交付金ですけれども、予定どおり交付されないことがありますよとか、あるいは21年の各種補助事業、融資について不利な取り扱いを受けることがあるよと、あるいは21年の産地づくり対策について不利な取り扱いを受けることがありますよという、国は実はペナルティということを久しぶりに掲げて我々に来ております。いつペナルティがあるかというのは、この

下に書いてありますように20年度産の生産調整のステージごとの推進状況を見ながら、適切なタイミングでやりますよということでもあります。

もう一つ気がかりになりますのが、（３）の認定農業者であることが要件となっている農林漁業金融公庫資金のスーパーL資金、これにつきまして、生産調整をやらないという理由で認定農業者の制度で取り消しをされた場合、これは繰上償還を求めることがありますよということで、我々農水産課としましては生産調整はやらないという理由で認定農業者の制度を取り消しする、これはちょっと乱暴かなというふうに審査会の中でちょっと議論しようかと思っているわけですが、こういう形で国から実は指示が来ております。

特に旭市で守りたいのは、冒頭言いました土地改良事業、これが補助金が付かなくなりすると大変なことになるというふうなことで、現在、国に向かいましては、えさ米等で積極的に対応している、逆に土地改良事業ができることによって着実な生産調整を実施する方向で考えている、そういうような形で説明等をさせていただいております。

そういうようなことで、農業者間のほうからはいろいろ生産調整に対しましていろいろな声があるのは承知しておるわけですが、いろいろな事情があって、市のほうもやらざるを得ないところでご理解をいただきたいと思います。

特に10ページのところに、一番下のほうに国は10アール当たり5万円を本年つけますよという、そういう制度も実は全国段階では500億円補正予算等で用意してございます。これも補正予算ですが、6月いっぱい使えるよということで、国からも正式にご連絡をいただいております。こういう緊急対策のお金あるいは県には他の町村で余っているお金を旭市にぜひということで声をかけまして、若干回ってくる予定でおります。

そんなことで、えさ米につきましては、10アール当たり農業者の方には今年は12万円程度、収穫物の出荷代金と合わせて12万円程度は確保できる予定だと、そういうような情報で今流してございます。そんなことでお米の生産調整につきましての現状をご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田雄治） それでは、所管事項の報告の通告はいたしてございませんでしたけれども、若干連絡をさせていただきたいと思います。

ご案内のように、農業委員会の委員の任期が7月19日に到来いたします。当旭市では公選で20名、推薦選任委員が各団体から7名ということで、27名の農業委員の改選がなされるわけでございます。これに伴いましての統一選挙が7月6日に実施されますけれども、選挙そのものは総務課の選挙班のほうで行われる予定になっております。

なお、この立候補者の説明会が6月20日、あしたでございますけれども、1時半から市役所南分館のほうでとり行われることになっております。

そういうことでいろいろ推薦選任委員の中で議会推薦4名おりますけれども、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 申し訳ございません。先ほど説明の中で1点漏らしてしまいましたので、時間かけませんので、もう一度アクセス道路の図面、用地の買収状況という図面をちょっと探してみたいと思います。申し訳ございません。

ここで1点だけ説明しておかなければならなかったことは、この図面の下の左辺りに旭中央病院という活字があります。中央病院のところの道路が現在真っすぐになっているんですけれども、この図面は四角に曲がっております。これは、旭中央病院の新館に伴いまして一度旭市の道路がこんなふうに曲がるということになるわけです。これは中央病院の新館の建設の図面を見て何度かこれは出ていると思うんですけれども、こういった形になる。なるということは、9月補正で道路改良をさせていただきたいと、こういうふうに考えておりますので、どうかひとつよろしく願いしたいと思っています。

具体的には、中央病院の新館に伴うものですから、負担金は中央病院、病院会計のほうからもらおうかなと、そんなふうな考えでおりますので、お知らせしたいと思います。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 建設課にお願いしたいんですけれども、先ほどガスパイプライン、これで今、萬歳地区から萬力地区に行くというのは、まだ全然幹線道路は舗装していないんですけれども、それは舗装してもらえるのか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員に対しての答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） これは舗装してもらうように協議したいと思います。今、未舗装になっています小見川線から東側の部分ですね。その辺は、西側についてもそうなんです。道路を全面ではなくて半分が舗装なんです。半分のところに管を入れますので、半分側は舗装のやり直しをするというようなことです。ほとんど舗装していないです。その辺のところはこれから協議するところでありますけれども、そのようになるようにしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） ちょっと建設課にお聞きしたいんですけれども、中央病院のアクセス道、南北線に当たりましては29人中18人が同意ということであと11人、東西線におかれましては、32人中28人が同意と、11人の6人ですけれども、どうですか、同意のこれからの見通しといえますか、展開はもう明るい方向にいつているのでしょうか。その辺ちょっと分かれば、よろしくお願いします。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員の質問に答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） だんだん用地交渉というのは難しい人が残るとというのは、これはもうずっと言っていることでありまして、特に東西線については急いで今やっています。というのは、来年1月以降に中央病院の新館の工事車両が入ってくるわけです。そんなことで急いでおりますけれども、ここで今本当に厳しい方は1人だけです。でも道路の線型としてそんなに影響ないような形でのお一方でありまして、あとは相続関係でちょっと時間が今かかるというのがありますので、何とかゴール目指して、新館の工事車両が入る時には間に合うように頑張っておるところです。

それと一方、南北線のほうですけれども、ここもかなり厳しい方もおりますけれども、いずれにしても跨線橋という橋を造るわけですから、橋の工事は2年かかるわけです。ですので、これも早く今やっておりますけれども、でも相手は人ですので、慎重に誠意を持って今当たっているところです。

委員から、めどはということを言われますけれども、とにかく今頑張っているということでお答えさせていただきます。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 農水にお願いしたいのは、三川西部地区の同意のことなんですけれども、仮同意と本同意というのは、ほとんどの整備地区の中で開いているんですよね。それをやられると、今回の場合は相当負担が大きくなるので、要するに本当の……ちょっと数字のカウントが少なかったらいいんですけれども、仮同意だけやって、要するに採択を受けたら本同意はしないよと、そういう方々も結構今までの整備の中にはあるんですよね。ですから、そうすると本同意した方々が、今の場合だと同意しないとなれば、要するに除外になりますけれども、除外のところが今の整備だと全部まとめますよね。まとめるということは、本同意をした方々が同意をしなかった方々に耕地整理をしてやって、水路を造ってやる、道路を造ってやるということなので、100%でも95%でもいいんですけれども、本同意をぜひとっていただかないと、最近の方々というのはみんな同意した人のほうが負担がかかって、同意しないで除外申請した連中だけが喜ぶ整備になるので、その辺のことは十分加味して、本同意のほうもぜひ進めていただきたいと思います。

それと下水道関係ですけれども、地元の方々は例の仁玉川と126号の間ですけれども、どのくらい実際に加入していただけるというのを見込んでおるのでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員の質疑に対しまして、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、今の仮同意、本同意の関係でございます。

ご承知のように仮同意というのは土地改良事業どうでしょうかという、現時点ではまだ10アール当たりの工事費も全然出ておりません。農道の延長あるいは水路の延長、どこに農道が通る、どこに水路が通るというのはまだ白紙の状況でございます。ただ、飯岡西部地区で現在説明しているのは、例えば富浦地区でしたら10アール当たり幾ら、萬力2期地区ですと10アール当たり幾ら、他地区の状況はこうですよということで、ほぼこんな形でいくでしょうという、そういう説明しか今のところできていないと。というようなことで仮同意というようなことで、これから具体的な図面等を受益者のいろいろな方に入っていただきながら作っていきます。そうしますと、道路・水路の延長、いろいろな土地の形状が出てきまして、10アール当たり幾らという、そういう数字が固まってきます。それを見ていただいて、本同意でこれならやっていこうということで、そういう形で進む予定でいます。

それと、もう一つは事業に参加しない方が得をという部分、それはないように、先ほど言いました事業に参加して施設園芸のハウスを立ち上げたい、そういう方々にもいろいろな

面で我々も支援をしながら、事業をしてよかったというそういう形の土地改良事業を目指したい、そういうふうに考えております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 本年度施行する国道から仁玉川の区間の2.6ヘクタールの対象の方々の人数ということでございますけれども、対象が16件でございます。それで5月29日に地元の説明会を行いまして、本年度施行をいたしたいということのご説明をさせていただきました。16件すべての方々が来年度には下水道に接続していただけるよう努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） 農水産課のほうにお願いしたいんですけれども、今、飯岡西部地区の仮同意が91%というようなことでありましたけれども、先ほど来、減反問題で今盛んに厳しいお話がありまして、現在、匝瑳地区ですか、春海の同意あたりでも95%以上の同意をもらってであると。しかしながら、今年度におきまして減反をやらなければ、それも6月20日までにやりなさいというような期間が短い時期でそういうような発言をされて、それではとても間に合わないということの中で、6月いっぱいまでにちゃんとした行動を示しなさいというのを県のほうから言われたというようなことでありまして、西部地区におきまして、せっかく同意をもらって、それで減反を41%やりなさいということになったら、今せっかくもらったのがぶっちゃげちゃうと、こういうことが今現実には起きているわけなんですけれども、そういうことの中で、これからどういうふうにしたら減反率を上げられるのか、再度いい案があればお示ししていただきたい。そして県下でも何か所か土地改良の要望が出ているというふうなことでございますので、減反をやったところを最優先にというような話も聞いておりますので、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 嶋田茂樹委員の質問に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員おっしゃいましたように土地改良事業の中で本当に生産調整が矢面に立たされております。実は県の農林水産部長室へ行きますと、我々に言われる

んですけれども、関所が課長あるよと。その関所というのは、実は各市町村の名前を書いてあって、今年の新規事業が書いてあります。達成していない市町村は赤印で書いてあるんですけれども、残念ながら旭市は赤く書いてございます。ただ、農林水産部長のほうからも、旭市のやっていることは十分理解していると。実は先ほどのえさ米につきましても、市長の市政方針の中にありましたように、41町歩現在まとまっております。これは千葉県の中では断トツ、もうかなり半分以上が旭市で実はえさ米に取り組んでおります。市内の方からは200町歩くらい畜産農家は受けるよということで、実は県のほうからも生産調整は、もうこれはえさ米でいくしかない、このえさ米については旭市がということでやっています。

そんなことで隣の匝瑳市には気の毒なんですけれども、旭市がこれだけやっていて何で匝瑳市はできないのということで、そういう形で今、椿海地区がいろいろ責められているということは我々も聞いています。

そんな中で旭市としては有利なえさ米、今、国の流れも実はえさ米と米粉です。そういうものをやることによって農業者、生産調整をしてもあまりお米と変わらないような所得保障ができるのかな、そういう筋道を作りながらお願いしていきたい。特に飯岡西部地区につきましても、県の方々にも、あの地域はもう転作を達成状況、一番地域の中ではいい地域でございます。ただ我々、いかんちょっと悲しいところ、飯岡西部地区に行きますと休耕地が土地改良事業の中に数多く、面積的に多くあります。これは言葉で言いますと後ろ向きな転作ですので、今回の土地改良事業をやることによって、休耕地を例えば畑地にして施設園芸の団地をやりたい人にはやっていただく。そうすることによって、水田を畑にすることによって、排水問題等もありますけれども、着実な生産調整の達成ということで、生産調整の達成を目的とした、実は土地改良事業の絵をかけるということです。

そんなことで県のほうからは、旭市については生産調整ができないからといって飯岡西部地区、これがだめになるということは一切聞いておりません。逆に飯岡西部地区、やることによって着実な生産調整ができるという、そういう形でご理解を県にはしていただいているということで思っております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（嶋田哲純） 次に、陳情 1 件の審査を行います。

商工観光課以外は退席してください。

しばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。

では、10分とりまして、11時20分より再開いたします。

休憩 午前 1 1 時 8 分

再開 午前 1 1 時 2 0 分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 6 月 12 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第 2 号、最低賃金の大幅引き上げを求める陳情の 1 件であります。

それでは、陳情第 2 号について審査に入ります。

初めに、商工観光課より参考意見がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、最低賃金の現状と状況についてちょっとお話をしたいと思います。

最低賃金につきましては、ご存じのとおり国の制度として最低賃金法に基づき決定しているものでございまして、厚生労働省が最終的に都道府県におきます審議会、これは地方最低賃金審議会の答申を受けて、毎年 10 月ごろに改定しているものでございます。

平成 19 年度の千葉県の最低賃金は、時間額で 706 円です。この額は 47 都道府県の中で一応 5 番目に高い額というふうになっております。1 位は東京で 739 円、2 位が神奈川県で 736 円、3 位が大阪府で 731 円、4 位が愛知県の 714 円ということで、千葉県が 5 番目で 706 円というふうになっているものでございます。

ちなみに最低賃金につきましては、秋田県、沖縄県の 618 円というのが最低賃金というふうになっております。700 円以上の最低賃金という部分については全国で 7 つございまして、そのうちの 5 番目が千葉県の最低賃金というふうになっております。

続いて、銚子のハローワークの管内ということで、銚子市から横芝光町までになりますが、雇用賃金の状況についてちょっとお話ししたいと思います。

これは3月の職種別賃金という部分での統計でございますが、産業別の職種賃金につきましては72業種ございまして、その平均の求人賃金、これは雇う側のほうの賃金ですが、上限が959円、下限が838円ということで、あくまでも平均の賃金ですが、雇い側のほうからの募集をかけるときの銚子ハローワーク管内での金額としては上限が959円の下限が838円、あくまでも平均でございます。一方、求職希望賃金ということで雇われる側の部分ですが、その部分の賃金については平均で825円、要求としてはこの金額、825円ということになります。これもあくまでも平均の中での状況ということであります。

きょうの新聞各紙に出ておりました、インターネットでもそうですが、新たに国の、最終的には政府の円卓会議の中での結果を踏まえて中央最低賃金審議会、それから中央最低審議会で決定されるということになるわけですけれども、きょうの新聞等々によりますと、最近の物価高に配慮した中で、5年をかけて68円増にしていくと。ですから、賃金としては平均で755円に、今全国平均687円ですけれども、それを68円足した中で755円を5年かけて増額していくという政府の方針も出たようですが、これが円卓会議にかけられるという部分だと思います。

ちなみに68円増になった場合については、給与で平均的に1万2,000円程度上がるという部分というふうに聞いております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

何かございませんか。

平野浩委員。

○委員（平野 浩） 最低賃金については、生活保護との関係があると言われてはいますが、旭市の場合は、生活保護の支給額というのは最低賃金の1日当たりと比較して、どのくらいの差があるんですか。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員の質疑に対しまして、答弁を願います。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 生活保護につきましては、生活扶助、1類、2類とかいろいろ種類がございますけれども、実質支給額の部分については、収入がゼロという方については

12月の支給額としては12万1,480円、6月については10万7,320円ということで、月によって違うのかなというふうに思っています。

収入が5万円というふうにありますと、11万7,974円から5万円を引いた6万7,974円というのが支給額というような表になっております。詳しくはちょっと社会福祉課のほうでないと分かりませんが、一応そういう表ということになっております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

平野浩委員。

○委員（平野 浩） そうしますと最低賃金が時給706円で、それと比較した場合には、どういことになるんですか。高くなるんですか低くなるんですか。比較の形なんですけれども、ちょっと教えてもらいたいんですが。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員の質疑に対しまして、答弁を願います。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） あくまでもこれは千葉県全体の中での部分で決められている部分でありまして、今、おっしゃったように706円という部分が千葉県全体の中で最低賃金というふうに見ております。その中で生活保護は旭市の部分について、この表からいくと10万7,000円というふうになりますと、月の給料にすれば12万円程度になるのかなという部分ですので、はっきり数字は分かりませんが、生活保護の部分よりはちょっと低目なのかなと。そういうこともあった中で、今度の最低賃金法の改正の中において生活保護との整合性に配慮するという部分が法律改正の中に入ってきておりますので、そういうものも加味していくのかなというふうに思っております。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 去年の10月に20円千葉県では上がっているんですね、時給が。それで今706円になっていますけれども、これに1日8時間掛けて、月だいたい平均したら22日なんですね。そうすると12万4,200円とか、その辺の金額になるので、支払う側にとっては急激に上げるということは、多分こんなに諸物価が高騰している中ですごく大変になるので、今、政府の原案のほうだと高卒初任給並みを目安に5年間で上げていくということになるので、これを即実現されると、千葉県内のほとんどが中小、零細なもので、その辺からいうと、逆に言えば雇用の力がなくなってしまうんじゃないかと思えますので、相当考えていただか

ないと思います。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員の質疑に対しまして、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） あくまでもこれは国の制度として決めている部分ですので、私のほうからこうだという部分はありませんけれども、確かに今言われるように、12万円という部分を5年間で68円を増やしていくと。なぜ68円という部分が出てきたかといいますと、これは最近の物価高に配慮した中でという部分で、そうしますと68円をならしますと、今おっしゃったように1日8時間で22日ということになると1万2,000円増やすということになりますので、12万円プラス1万2,000円という部分で5年間で考えていくという部分でありまして、このことについてはあくまでも政府案の中で出ている部分でありますので、私のほうでこれに対していい悪いとか、何ともコメントのしようがありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、陳情第2号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部は退席してください。大変ご苦労さまでございました。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時38分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（嶋田哲純） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第2号、最低賃金の大幅引き上げを求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(嶋田哲純) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(嶋田哲純) 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(嶋田哲純) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(嶋田哲純) 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時39分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 嶋 田 哲 純

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成20年6月20日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 9号 専決処分の承認について
(旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する
条例)

《付託請願》

- 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願
請願第 2号 「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択
に関する請願
請願第 3号 「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願

《付託陳情》

- 陳情第 4号 いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情

出席委員（6名）

委員長	柴田 徹也	副委員長	景山 岩三郎
委員	神子 功	委員	林 一雄
委員	向後 悦世	委員	伊藤 保

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 明智 忠直

説明のため出席した者（21名）

教 育 長 米本 弥栄子 環 境 課 長 平野 修司

保険年金課長	増田 富雄
社会福祉課長	在田 豊
庶務課長	浪川 敏夫
生涯学習課長	花香 寛源
その他担当 職員	11名

健康管理課長	小長谷 博
高齢者 福祉課長	横山 秀喜
学校教育課長	及川 博
国体推進室長	高野 晃雄

事務局職員出席者

事務局長	宮本 英一
主査	穴澤 昭和

事務局次長	石毛 健一
-------	-------

開会 午前10時 0分

○委員長（柴田徹也） 皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、文教福祉常任委員会ということでご苦労さまでございます。

梅雨時のはっきりしないお天気の中ではございますけれども、どうぞこの後、慎重審議のほどをお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩します。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（明智忠直） 皆さん、おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催ということで、委員の皆さん方には早朝からご出席をいただきまして大変ご苦労さまでございます。なおまた、教育長はじめ執行部の皆さん方にも、本当に忙しい中、説明のために出席をいただきますことを心からお礼を申し上げたいと思います。

文教福祉常任委員会に付託されました議案は1件、請願が3件、陳情が1件ということで、6月議会その割多くの議案がないわけでもありますけれども、議案の審議、そしてまた請願の審査に十分なる検討をいただきたいと心からお願いを申し上げる次第でございます。

先ほど委員長からもお話がありましたように、梅雨空がまた戻ってきたような中で、健康

管理も十分留意しながら6月25日の最終日まで、ひとつ皆さん方のご支援をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、ごあいさつに代える次第でございます。きょうはどうもご苦労さまでございます。

○委員長（柴田徹也）　ありがとうございました。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子）　おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、日ごろよりご指導、ご支援を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は議会より付託されました1議案、議案第9号、専決処分の承認について、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例と請願第1号、請願第2号、請願第3号、陳情第4号についてのご審議をお願いすることになっております。

質問には簡潔に答弁するよう努めますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（柴田徹也）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（柴田徹也）　それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、専決処分の承認についての1議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

それでは、議案第9号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄）　それでは、議案第9号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案につきましては、本会議でも補足説明を申し上げているところでございますが、診療

報酬の算定方法につきまして、厚生労働省が2年ぶりに改定したことから所要の改正を行うものでございます。

改正条文を申し上げますと、第2条第1項中となりますが、「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」という文言を「法令等」に改めるものでございます。

法令等と改める根拠でございますが、大もととなる法律、つまり健康保険法の第76条におきまして、療養の給付に要する費用の額は厚生労働大臣が定めるところにより算定するものとし、それに関する必要な事項は厚生労働省令で定めると規定されていることから、本条例で法令等と改めることによりまして、今後、診療報酬の改正が行われた場合には自動的に適用されるものでございます。

また、診療報酬の改定内容のうち、滝郷診療所に関するものを2点ほど申し上げます。

まず、血液化学検査でございますが、5項目以上7項目以下につきましては、これまでは総医療費で1,020円をいただいておりますが、今年度からは20円安くなるものでございます。また、心電図検査におきましては、これまで1,500円かかっておりましたが、これからは200円安く、1,300円となるものでございます。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） 本会議で質疑をさせていただきましたので、特に質疑はございません。

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第9号、専決処分の承認について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(柴田徹也) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(在田 豊) それでは、保育所の関係につきまして3点ほどご報告をさせていただきます。

まず、きょうまた午後から現場のほうをご覧くださいわけですが、干潟保育所の指定管理者制度による委託を4月から始めまして、ご承知のように鈴木学園こひつじ幼稚園さんに委託をお願いし、始まったわけでございますが、当初、私どものほうとしましては、子どもたち、それから保護者、戸惑いが生じるのかなということで懸念はしておりましたが、今、2か月経過しまして、順調にそれらが運営されておりますことをまずご報告させていただきます。それで、定員も90名のところ97人、今入所しております。新たな保育サービス等も加えられまして、保護者の皆様からいろいろとご心配な点がございましたが、問題なく運営されておりますことを、まずご報告申し上げます。

2点目としまして、きょう一覧表をお配りさせていただいてございますが、保育所の耐震診断の結果につきましてご報告を申し上げます。

A4の横の耐震診断結果という一覧表をご覧いただきたいと思うんですが、まず、昭和56年以前に建築をされました保育所につきましては、別表にございますように1から10まで10か所ございました。それで、これらにつきまして耐震診断を平成19年度にすべて実施いたしました。その結果でございますが、1から3まで、これらにつきましては耐震診断の結果、

補強も必要なくオーケーという、そういう結果が出ております。それから、4番のとみうら、それと5番の中央第一、6番の中央第三、この3保育所につきましては、それぞれ耐震補強が必要だということで、これらは補強可能な施設でございますので、今後補強をしていくということになろうかと思います。

また、ナンバー7、海上保育所からナンバー10の塙まで4保育所でございますが、これらにつきましては、改築が妥当だろうということで結果をいただいておりますのでございます。今年度中にこれらの整備計画を取りまとめていきたいということで考えておるところでございます。

それから、3番目の報告になりますが、実は中央第二保育所用地の拡張ということで、新たに用地取得をさせていただきました。これは3月定例議会終了後に所有者のほうから譲渡に対します強い申し入れをいただきまして、急遽取得をさせていただきました。その取得しました土地でございますけれども、旭市ニ2397番地1、地目が畑、現況は雑種地ということでございます。面積につきましては504平方メートル、取得価格が957万6,000円、これは平米あたりに直しますと、平米1万9,000円、坪で換算しますと6万2,810円ということで、これらにつきまして、都市開発基金を利用しまして取得をさせていただいております。9月の補正になろうかと思いますが、基金への積み立てということで補正予算を計上させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、私のほうから長寿（後期高齢者）医療制度につきまして報告させていただきます。

この制度につきましては4月にスタートしまして、はや2か月半余り経過するところでございますが、6月に入りまして、国のほうから新たな軽減策等が発表されておるところでございます。

それでは、この資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは平成19年度まで実施されておりました老人保健制度と、いわゆる平成20年4月から始まりました後期高齢者医療制度、これにつきまして、いろいろ相違点につきまして列挙させていただきました。これについては、後でご覧いただきたいと思います。

続きまして、3ページをお開きください。

ここでは、いわゆる前期高齢者、満65歳以上74歳以下の方と75歳以上の方、後期高齢者の方でございますけれども、この方につきましての保険料との比較ということで、ここに表を作らせていただきました。共通点といたしましては、介護保険料につきましては別途支払うということで、要するに保険料がどのように国保に入っていたのと後期高齢者のほうの広域連合のほうに移ったときの保険料の比較を出させていただきます。ここにつきましても、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、5ページをお願いいたします。

ここでは後期高齢者医療制度の状況といたしまして、旭市の状況と国の状況をちょっと書かせていただきました。

最初に旭市の状況でございますけれども、4月末におけます後期高齢者医療被保険者数は8,259人で、人口7万580人に対しまして、比率といたしまして11.7%となっておりますのでございます。

次に、保険料の下段でございますけれども、4月に1回目の年金天引きをした保険料額の最高額でございますけれども、最高の方で8万3,300円となっております。この方は年間を通しますと、限度額の50万円に達する方だと思います。4月に年金天引きされました方の人数でございますけれども、5,722人で、その収入額の合計は3,625万7,500円、平均保険料額は1人当たりの平均でございますけれども、6,336円となりました。これを1人当たりの年間保険料に換算いたしますと、約3万8,000円となるものでございます。あくまでもこれはまだ平成19年所得が確定しておりませんでしたので、平成18年所得によって算定した仮徴収額ということでございます。

続きまして、下段の7月というところでございますけれども、今度平成19年度所得が確定いたしますので本算定ということになります。それに基づきまして、7月に千葉県後期高齢者広域連合から平成20年度の保険料の賦課決定が行われ、旭市のほうから保険料の決定通知書を出しておるんですけれども、それが7月中旬に被保険者のところに郵送されるということでございます。

続きまして、窓口の状況でございますけれども、4月、5月という形で書かせていただきました。この表でご覧になりますように、上から2番目にあります被保険者証再交付申請、要するに保険証をなくしてしまった、あるいは届いていないというような形で4月中には103件の問い合わせ、5月に入りまして41件ほどございました。あと、一番下から2番目で

ございますけれども、葬祭費の支給申請、お亡くなりになりまして葬祭費の支給の申請でございまして、4月中には41件、5月中には39件というような形でございました。

続きまして、国の状況でございまして、ここに書いてございますように与党のプロジェクトチームにおきまして、負担の軽減等につきまして検討した結果概要を書かせていただきました。

まず最初に、保険料の軽減対策といたしまして平成20年度の対策でございます。6ページをお開きください。

1番目といたしまして、均等割の軽減の拡大でございます。今、最大均等割の軽減が7割になっておりますが、これを8割5分に引き上げるということでございます。均等割7割軽減世帯のうち、8月まで年金から支払っている方については、10月から保険料をいただかないということで、トータルすると85%の軽減ということになるものでございます。

続きまして、2番目のところでございますけれども、所得割を負担する方のうち所得の低い方、いわゆる年金収入でございまして210万円程度までということでございますけれども、今、年金収入の場合でございまして、所得割がかかる金額といたしまして、153万円以上を超える方については所得割がかかります。それに対しまして原則一律50%の軽減ということが、今、国から打ち出されるところでございます。

続いて、平成21年度以降の対策でございますけれども、先ほど申し上げました8割5分の軽減のところでございますけれども、今まで平成20年度では均等割7割軽減世帯は全員8割5分にするというような形でございましたけれども、平成21年度以降の対策といたしましては、ちょっと条件がございまして、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入が80万円以下の世帯について、今度ここは9割軽減するというような形で今出されております。あと、所得割の軽減でございまして、年金収入210万円程度までについては所得割額を50%程度軽減するというのが打ち出されておるところでございます。

続きまして、年金からの保険料徴収でございまして、今、原則年金額が18万円以上、介護保険との2分の1判定をして、それをクリアした場合には年金天引きというのが原則になっておるところでございますけれども、そこら辺につきまして、例えばこの①のところでは、国保の保険料を確実に納付していた者、例えば今までは国保、老人という形で平成19年度まではいたんですけれども、そのいた方が例えば滞納しないでちゃんと納めていた方につきましては、本人の申請により口座振替ができますよと。2番目のところでございまして、ここにつきましては、年金収入が180万円以下の方について規定してい

るんですけれども、その方が例えば今、本人から年金天引きであるんですけれども、例えば世帯主あるいは配偶者、例えば、おばあさんでしたら、おじいさんからの口座振替でも可能だよというようなことをうたっております。

あと最後のところでございますけれども、資格証明書ということで、国保とかと同じように、例えば滞納が1年以上とか、あるいはそれ以上になった場合には短期証あるいはそれ以降になると資格証という形で今やっておるんですけれども、それに対しまして、今、ここでは例えば相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない、いわゆる悪質な者に限っては資格証明書を発行できますよというような形が打ち出されるところでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

4月にスタートいたしました後期高齢者医療制度でございますけれども、4月は確かにここに書いてございますように、いろいろな問い合わせあるいは苦情等が多うございました。主に、例えば保険証が届かないよとか、なくしちゃった、再発行の手続はどうなんだ、あるいは保険料でいきますと高過ぎるとか、年金から何で天引きするんだとか、いろいろそのような苦情等が寄せられました。その集計をしたものでございますけれども、広域連合で受けた分といたしましては、4月で2,079件、5月は途中で、9日までですけれども197件というような状況でございました。

旭市の状況でございますけれども、4月は975件、5月は288件、大分5月になって少なくなっております。ちなみに6月13日の第2回の年金天引きの時には、ほとんど問い合わせ等はございませんでした。

続きまして、8ページをお願いいたします。

この表でございますけれども、これにつきましては、厚生労働省が全国の市町村に調査をしたものでございまして、例えば国保に加入していた老人が、今度新しく後期高齢者医療制度に移行する場合に、保険料が増えたのか減ったのかというような調査でございますけれども、世帯区分、収入区分等で全部で12モデルで計算したものでございますけれども、この計算式でいきますと、旭市につきましては全モデルとも後期高齢者医療制度のほうにいった高齢者の方はあるいは世帯は、全部安くなっているというような表になっておるものでございます。

この表につきましては、最後の10ページになりますが、都道府県ごとに減少する世帯数割合という表で出ておりますけれども、千葉県を見ても69%の市町村が安くなったと。あと30%ちょっとが高くなったよというようなことの割合になっております。ちなみにこれで

いきますと、旭市につきましては先ほど申しあげましたあの表で見ますと、100%が低くなっているというふうな形で出てしまうものでございます。

以上、簡単でございますけれども、説明とさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、教育委員会庶務課から学校改築事業についてご報告申し上げます。

まず、第二中学校でございますけれども、校舎建設工事につきましては、3階部分の躯体工事に着手いたしまして、10月の完成に向けまして順調に進んでおります。おおむね33%の進捗率となっております。

また、既存の特別教室棟との連絡通路につきましても、既に契約をし、間もなく着工することとなっております。

続きまして、旧校舎等の解体工事及び植栽工事をし、屋外運動場の整備工事等を進める予定となっております。

なお、用地の取得につきましては測量調査及び物件調査等が終了いたしましたので、これから具体的なお話し合いに入るところでございます。

次に、矢指小学校でございますけれども、同校は平成21年、22年度に工事を予定しておりますけれども、本年度は5,560平方メートルの用地取得を計画しております。幸い地元の皆様方のご支援をちょうだいしながら交渉を進めましたところ、地権者お二方のご協力が得られることになりまして、現在は農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域からの除外について千葉県と協議を進めているところでございます。除外がなされ次第、議会の議決をちょうだいしながら取得したいと考えております。併せて設計業務も進めることとしております。

また、中央小学校の北校舎の改築事業につきましても、来年度、再来年度、21、22年度に予定をしておりますことから、本年度は耐力度調査等を実施するとともに設計を終えたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 生涯学習課からは1点だけ、大原幽学遺跡の国指定文化財になっております耕地割の用地の取得事業でございますけれども、平成20年度に入りまして、早

速国のほうから内示がございました。それに基づきまして事務手続上、農地法第3条の許可及び租税特別措置法の施行規則第17条に規定する説明書の手続を開始しまして、6月にはそれぞれ許可を受けております。

なお、現在は土地売買と契約につきまして終了いたしました。

面積については、当初計画どおり1万2,665平米、購入代金につきましては、1,266万5,000円、平米当たり1,000円の単価でございました。

以上、報告いたします。

○委員長（柴田徹也） ほかに報告がある課は。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 学校教育課より2点ご報告をさせていただきます。

初めに、江戸川区中学生との交流事業についてご報告をいたします。

本事業は、旭市の次代を担う子どもたちに、スポーツを通して都市の子どもたちとの出会いを提供し、交流を通して豊かな人間性を培うとともに、都市の子どもたちに旭市の豊かな自然と豊かな食を発見し、好意と親しみを持ってもらうことを目的として実施しております。本事業は平成18年度よりスタートし、初年度は交流卓球大会を実施し、平成19年度からは交流野球大会も実施しております。今年度は5月24日、25日に市内5中学校と交流野球大会を実施しました。江戸川区からは2中学校、生徒63名、保護者10名、顧問2名の75名の参加がありました。また、江戸川区の中学生には海上キャンプ場に宿泊し、旭市の食材を使つてのバーベキューも堪能してもらいました。

なお、9月20日、21日には交流卓球大会を実施する予定であります。

次に、平成20年度旭市育英資金給付選考についてご報告いたします。

旭市育英資金給付制度は、将来旭市の発展及び社会に貢献する有為な青年の育成を図ることを目的に創設されている制度であります。対象者は、教育機関等において知識または技能の修得をする者、スポーツまたは文化活動において顕著な活躍をし今後の活躍が期待できる者となっています。

また、選考の基準は、1、旭市に住所を有する者、2、学業が優れ、性向が正しく、かつ身体が健康な者、3、学校長の推薦する成業の見込みのある者、4、収入基準に適応する者、5、身元確実な保証人を有することとなっております。

さて、今年度の育英資金給付については、高校生4名、大学生等7名の応募がありました。過日、選考委員会を開催し審査の結果、高校生では3名が給付可、1名が給付不可となりま

した。不可となった理由は、成績が基準に満たなかったためであります。また、大学生等は6名が給付可、1名が給付不可となりました。不可となった理由は、現在、この1名は旭市に住んでおりますが、大学へ通学するために市内にアパートを借り居住している者であり、旭市にこれまで定住している者ではなく、かつ卒業後旭市に定住し、本来の育英資金の給付目的である将来の旭市への貢献等も期待できないことなどをかんがみ不可となったものであります。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 国体推進室の所管事項の報告を申し上げます。

4月1日以降の業務ですが、5月9日に議員の皆さん方にも議員参与としてご出席いただきました旭市実行委員会の第2回総会を開催し、平成19年度の事業報告及び決算、平成20年度の事業計画及び予算についてご審議をいただき、原案どおり承認可決をいただきました。また同日、輸送交通、宿泊衛生の合同専門委員会を開催し、消防警備基本計画と医事衛生基本計画の決定をいただいております。また、卓球競技運営につきましては、県の卓球連盟と随時打ち合わせを続けておりますが、今後は来年10月のリハーサル大会に向けまして、さらに詳細な協議を行っていきたいと考えております。

また、来月には総務企画専門委員会、競技式典専門委員会を開催し、市民運動や式典関係の基本計画についてご協議をいただきたく準備を進めているところであります。

以上、報告申し上げます。

○委員長（柴田徹也） ほかに報告のある課は。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 育英資金についてちょっとお尋ねしたいと思います。

何か自分が聞くところによりますと、兄弟だからということで1名しか給付を受けられなかったと聞いておりますが、今、話を聞いていると、兄弟でも2人とも内容はクリアしているのかなと感じましたが、その点について伺います。

それともう1点、飯岡の3保育所の統廃合を含めた改築の方針を平成20年に決定するということになっておりますが、恐らくここにも書いてあるように、改築するよりも費用がかか

ってしまうためと、何かそういう部分もあるのかなと自分も思います。それで統廃合した場合にどこの保育所を使うのか、またどこも使わないで全く新規にこの辺に建設しようとか、何かそういう計画があれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、向後委員のご質問にお答えさせていただきます。

高校生の中で1名給付が不可となった者は、実は大学生のほうにも1人希望がありました。先ほど申し上げましたように、高校生のほうの者が1名不可になった者は、たまたま兄弟で2人出ておりましたけれども、成績の部分で基準に満たないということで不可となったものでございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 向後委員のご質問でございますけれども、飯岡の3保育所でございますが、どの保育所をどういうふうに使ってやるのか、それから統廃合の中で新しい場所に造るのか、その辺は全くまだ具体的な方向性というのは出ておりません。それで、なぜ統廃合の話がそこで出てくるのかという部分を若干ご説明させていただきますが、まず、飯岡中央保育所でございますけれども、ここは定員が60のところ今30、それから三川が120の定員のところが今104です。それと塙が40の定員が18、それから民間でございますけれども、ひかり保育園が90の定員のところ71ということで、保育所それぞれがすべて定員割れしている、そういう状況もございます。

したがって、それらの状況の中で3保育所をそのまま改築して、新たに建物を建てることについてどうなのかなということがございますので、その辺の統廃合という部分も十分踏まえた中で今後検討をさせていただくと、計画を作らせていただくということでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員（向後悦世） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

林一雄委員。

○委員（林 一雄） 社会福祉課の3番目の報告で、第二保育所の用地の取得に関する質問をさせていただきます。

これは急遽決まったということでございます。面積が504平米、畑地で今は雑種地になっているということでございますけれども、場所的に現在建っている保育所のどの辺にある土地なんでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 保育所の建物にすぐ隣接します北側の土地でございます。実際、正直申し上げますと、駐車場用地として借りておった部分の土地でございます。

○委員（林 一雄） 分かりました。ありがとうございました。

現在、駐車場としての使っているというところなんですね。分かりました。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは何点かお伺いをいたします。

まず1点目ですが、林委員のほうからも話がありましたように、第二保育所の今、ご説明がありました駐車場用地ということでのお話がありました。説明の時には、はっきり言っていただいたほうがいいと思います。質問があつてから言うのではなくて、これはこういうことであったために、こうしましたということがあれば質問がないわけですよ。詳しいことについては。ですから、そういった意味では急遽ということについて、逆に言えば質問したくなっちゃうんです。なぜ急遽なんですか、そのところをもう一度、駐車場の位置は分かりましたけれども、何で急遽だったのか。

例えば急遽というのは、駐車場用地でお借りしていました。何年契約でしたけれども、それが代が代わるので、その理由で処分しなければいけないのではというのが早まったために買いましたというなら話は分かりますよね。これ一例ですけれども。そういった説明をしていただければ分かりやすいんですけれども、急遽ということが、じゃ何でも急遽であれば市は受け入れるのかということになります。財産の購入というのは、これは一般財源できつと買うと思いますよね。起債じゃありませんでしょう。そうすると、市民のお金を使わせてもらうということからした場合には、それが本当にいいのかどうかというのは、議員のチェック機構でもあり、執行部の管理の責任ということがありますから、それがイコールでなければまずいという、そこに基本がいくと思います。そういった意味で、この急遽というのはどういう経過で急遽になったのかどうか、その辺もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

それから、戻りますけれども、社会福祉課の課長の説明をいただきました。新たに事業として民間管理委託ということで4月から実施をしております干潟保育所ですけれども、90の定員が97名の入所で順調に問題なく推移されているということで、新たな保育サービスを加えましたということですけども、新たな保育のサービスというものは、どういうことで喜ば

れているのか、これもぜひ伺いをいたしたいと思います。

社会福祉関係については以上2点、さらにもう1点ですが、これは概略で結構ですからお願いしたいと思います。耐震診断の結果について、別紙で説明をいただきました。ここには不要と補強と改築という3つの状態に結果になりました。それで、補強については今後検討するということになります。

そこで、今年度中に改築については整備計画をしたいということになっております。この整備計画というのは、現状のまま建てる方法と将来を見込んで建てるという、そういった整備計画が必要ですが、現在、整備をするためにどういう計画、基本的な計画をお持ちなのか、基本的なことで結構ですから伺いをしたいと思います。

統合については、これらの検討をされているということですからそれは結構ですが、この改築をする内容について、どう整備をしていくかについて簡単に結構ですからご説明をいただければありがたいと思います。

以上、3点が社会福祉関係です。

それから、学校教育課長のほうから説明をいただきました内容です。育英資金の関係ですが、担当されております議会から選出の委員のほうから全員協議会で説明がありました。この結果につきましては、定員がそれぞれ高校、大学等については8名ずつの募集といいますか、これは広報でも公募しましたが、それによって結果的には、さっき課長が言われた内容でございました。委員のほうからの説明は、今、向後委員のほうから話がありましたように、私どもは全員協議会の中で4名が選考になりましたけれども、1名は大学に通っている兄弟があったために1人は選考から漏れたとの内容を聞いたわけです。

それでは、今ご説明をいただきました理由が、成績が基準に満たなかったという、これが正式な内容だとすれば、書類選考というものは成績の基準というのはどうなんですか。それから、校長先生の推薦があるということは、成績というものは加味されていますか。

要は理由が本当に合っているのかどうかということだけです。それを知りたいんです。基準に満たないということであれば、これは当然基準に満たないわけですから、これは落ちることはよく分かります。しかし、全員協議会で委員の説明の中にあったことは、兄弟だからということがどうも強く感じるんです。だとすれば、8名の採用の基準を満足していればオーケーだよということであれば、これは少ないわけですから、成績が優秀であって、全部基準を満たしていれば、これは兄弟でもいいんじゃないかということが成り立つわけです。それがちょっと私の考えとしてはどうなのかなと思ったものですから、もう一度詳しく説明を

いただきたいのが1点。

それから、大学等についての書類申請がありました。この方もやはり学校長の推薦はきっとあると思いますよね。それから今の説明ですと、旭市に定住する可能性はないだろうということで、基準に至らなかったという説明内容でございましたけれども、この人は毎年出ていますよね。ならば、旭市に居住ということがあるとすれば、これは満たしているんじゃないですか。というふうに考え方が成り立ちます。旭市にいてほしいということが、いわゆる育英資金だからぜひ旭市のためになってくださいよというふうに付加をする、お願いする、だから頑張ってもらって、旭市にぜひ残ってくださいという思いを託すのが給付なんじゃないですか、と私は思うんですけれども、したがって旭市に来ていただける、これはたまたまアパートだったけれども、仮にアパートでも貸家でも持ち家でも、それから旭市から通っているということですから、これは旭市の在住者ですよ。それを受け入れたということですから、それは選考の中に十分反映しなければいけないのかなと個人的に思うんですけれども、この2点についてぜひお伺いをしたいと思います。

これは今後の問題もありますので教育長のほうから、選考委員が選ぶことですから教育長が云々ということにはならないと思いますけれども、選考委員会の方々の認識がどうかということになる問題なんですよ。私見で物事を言ったのではしょうがない。やはり公平に公正に見られるような委員の任だと思いますので、その辺は学校教育課長の説明をいただいてもしょうがないわけですが、やはりせつかくの報告ですから、委員の皆さんには議会からも選出されている方もおりますので、その方には個人的に話をしましたけれども、やはり今後の旭市のためになるということからすれば、給付をしてぜひ残ってくださいね、頑張ってくださいねとエールを送ってあげるのが、寄附金をいただいて、果実はなかなか出ませんけれども、先代の方々が旭市のためにお金を使ってくれという礎といいますか、基本ではないかなというふうに私は思うんですけれども、その点ぜひお願いをしたいと思います。

それから、医療制度の関係ですが、詳しくご説明をいただいたんですが、ちょっと何点かお伺いをさせていただきます。

資料をいただいて、7ページに受付件数あるいは主な問題点ということなんですか、書いてありますけれども、保険証がまだ届かなかったというのが4月に旭市の場合には488件、5月には58件、6月にはほぼなくなったでしょうというようなお話をいただきましたが、なぜこういうまだ届かないということが起きたのかどうか、その辺は調べてございますか。というのが大きな意味で1つです。

苦情については、これはいろいろ苦情があると思いますので、それについては内容的に読めば分かりますので、保険証が届かなかったということについて、これは問題が制度上あると思いますので、この点をどう把握されているのか。

それと旭市として、4月、5月、今6月ですが、7月には仮定というより、実際にこうなるというふうなことでご説明をいただきましたが、結果的にモデルからいうと、実態としては下がるような状況はないと、世帯について。モデル的にはそうでしょうけれども、実際はどうなんですかということは調べられているでしょう。要は制度があったために旭市でこういったことで困っちゃったんだよということを把握しておかないと、国のほうにも言えないですよ。今、国のほうでは政党間でいろいろ議論をさせておりますし、国会でも議論が当然あると思いますけれども、旭市として、旭市に住んでいる方々がこれによってどうなのかどうかということは、十分担当としては把握されたほうがよろしいと思いますので、現在どうなっているかどうかお伺いをしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 所管事項の報告は途中ですが、ここで11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、説明がまず冒頭足りませんで、大変申し訳ございませんでした。

それで、神子委員の急遽取得をしたその経過という部分から申し上げますと、まず、本人がどうしても土地を買ってくれということで、年度末に所有者がまとめたお金を必要とするというようなことで、どうしても買ってほしいという強い要望をいただきましたので、駐車場の用地として市が所有することが適当であるという結論から、土地開発基金を急遽使わせていただきまして取得をしたものでございます。

それから、干潟保育所の新たなサービスという部分で申し上げますと、まず、休日保育につきましては、3月までは土曜日は半日でございましたが、これを1日休日保育として実施しております。それから病後児保育ということで、病気がまだ集団行動の中でできない、そ

ういう子どもたちを別の部屋で特別に看護師がついて対応するという、そういう保育も新たに実施をしております。それから、これは保育所独自のサービスになるわけですが、インストラクターがつきまして体育遊びという保育をスタートとしております。そして、これが子どもたちからは非常に喜ばれていると、そういうことを伺っております。

それから、耐震の関係でございますが、整備計画の中で基本的な部分としてどういうふうにかえるかということでございますけれども、まず、今改築を予定しております保育所に関しましては、本当に昭和40年代に作られた、そういう保育所でございますので、今の保育サービスにはどうしても不都合な部分が生じております。例えば乳児をお預かりする場合の別の部屋がない、それから一時保育等、そういう部分を実施していくにも、それに対応できるだけの部屋があるわけではございません。そういう特別保育につきまして、きちっと対応できるようなそういう施設にしたいということと、もう一つ送り迎えの状況の中で、今のそれぞれの施設につきましては道路の事情というものが本当によくない、そういうところでお母さん方が車で送り迎えをするわけですから、そういう部分からも送り迎えに支障のないようなそういうところで用地が確保できればいいのかなという、そういう基本的な考えを持っております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

保育所の土地の件については経過は分かりました。要望があったということですから、これは市の土地になるもんですから、今度は有効的に活用するためにはどうしたらいいのかどうかという検討が入りますので、その辺を十分踏まえていただければと思います。

それから、干潟保育所の関係については、特別のサービスも含めて現状をお知らせいただきました。ありがとうございます。

保育所の改築関係なんですが、これはまた一般質問等でも議論をさせていただきますけれども、要は行政の場合には税制的なことも含めて費用対効果とよく聞かれますよね。もう一つは、将来的には汎用性、要は仮に保育所でなくなった場合には、その施設をどうするか、どうなるかということも含めた検討、要はお子さんたちが小さいころに預かっていただいたところが場合によっては、その地域のコミュニケーションの場所になってみたり、あるいは福祉の場所になってみたりというような総合的なことを考えた、要はまちづくりの一環としての地域のあり方ということがハード的に施設を建てるとすれば、そういったことも考慮に入

れた取り組みというのが必要だと思うということを踏まえて質問させてもらいましたので、改築整備計画に当たっては、そういったことを含めて検討していただければ大変ありがたい。

例えば海上中にしてみた場合には、これまでよりもかなり廊下が広いですね。あれが仮に学校でなくなった場合には、地域でも何か違ったことに使えるのではないかなという判断がつきます。ですから、そういったあまり箱物箱物と作るのは好ましくないけれども、どうしても必要性があるとすれば、汎用性を考え、さらに費用対効果を十分考えた上で、地域性も考慮しながら取り組んでいくということが基本だというふうに思いますので、その辺をぜひお願いしたいと思います。

保育関係は以上です。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、育英資金制度の今回の選考についてのご質問にまたお答えさせていただきます。

高校生の部分での1名の給付不可となった部分の事由等についてさらに詳しくということでしたが、まず、成績面のほうを申し上げますと、現在中学生で、今度高校生になったときにこの育英制度を利用したいという場合は、中学校3年間の学習成績評定の平均値が3.5以上のものと、要綱のほうにもこれは示させていただいているんですけども、ということで今回この者がこれに満たないということで、成績の部分で不可となったというところでございますけれども、あと兄弟のほうの部分でございますけれども、これは今回の、先ほども言ったように選考の基準が幾つかあるわけですけども、そういう中で基準と照らして選考していくわけですけども、検討する中で、たまたまこの人は大学生のほうも出ているよねと、そういう話題になりまして、一つの例ですけども、例えば定員が今8名ということになっておりますけれども、今回は4名ですから当然満たないわけですけども、定員オーバーした場合、ひとつ幅広くこの制度を活用してもらうためには、兄弟で出ているような場合についてはちょっと兄弟というのも検討の材料にしてもいいのかなと、そんなようなことで話として取り上げられたというふうな状況はございました。

ということで今回につきましては、そういう中学校3年間の成績の平均、3.5に満たないというところで不可となったというところでございます。

○委員長（柴田徹也） 教育長。

○教育長（米本弥榮子） それでは、育英資金についての大学生のほうでございますが、旭市の現在の育英資金は給付でございます。ですから返還はしなくていいというそういう制度に

なっておるものでございます。このことも考慮に入れまして、旭市に住所があればいいのかという、ただ単にこれは銚子市に千葉科学大学ができて、そこに通う人が旭市に住居を、アパート等に住んでいるという方がいらっしゃる。ただ単に旭市に住所があれば、この規格に合っているのかどうかということも、これもちょっと選考の席で話題になりまして、そうじゃなくて定住している人で、しかもこの方はちょっと年齢が高い方でございます、青年ということにも合わないんじゃないかというようなことで、そこで今年だけじゃなくて、その前の年にも実は却下されております。今年も出てきたわけでございますが、今、お話ししたようなことで、選考委員の間では、今年もこれは不合格としましょうということになった、そういう次第でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 今、学校教育課長のほうから話がありました、いわゆる定員オーバーの場合に兄弟というものはどうなのか、それは分かるんですよね。ただ学校教育課長は選考委員じゃないでしょう。教育長も選考委員ではないですよね。要は条例に書かれている趣旨というものをどう選考委員の皆さんが酌み取って判断するかという、そこにかかってくるわけですけれども、後段に教育長が言われたように、趣旨は青年なんですよ。これは青年というのはどうなのかということは、選考委員の方は戸惑う部分だと思いますけれども、そういった意味ではっきり選考委員の皆さんが言えるようにしなければいけないと思いますよね。それで選考の基準に、あなたはこういうことだから選から漏れましたとはっきり言ってあげないと、また同じことを繰り返すわけです。私は学生だからいいんじゃないかということが旭市に本当に合致しているのかどうか。それから、定住権の問題についてもどうなのかというのは、選考委員によってさまざまでしょうから、この辺はやはり条例の見直しが必要なのかな、そういう時期に来ているのかなということがひとつ言えると思います。

それで、前段に戻りますけれども、高校生の場合、中学校の成績3年間で平均的な数値が、3.5以上、内容的に私はよく分かりませんが、それと兄弟とはまた別の問題だというふうに思っていますし、そうであれば、書類でもうこの方は落ちているわけですよ。そういったことにならないのかなと個人的に思うわけです。そうすると校長先生にはよく、そのいわゆる所管というんですか、在学している校長先生が、だけれどもこうしてほしいということが来ているとすれば、それは選考委員の皆さんがどうするかという、これもまた条例的内容的に規則とか定めることがあるとすれば、これもやはり昔はこうだったけれども、今は頑張っってこうなんだからというのが、高校1年あるいは2年、3年ということになりますけれど

も、高校の校長先生が認めるということは、じゃどうして認めたんだということになりますので、これがまた校長先生には失礼ではないかなというようなことにもなりかねない部分ではないかな、これは選考委員の方ではないですから、選考委員の方に言っても問題があることです。ですから多くは申し上げませんが、そろそろ内容的に見直したほうがいい時期なのかなというようなことを今回感じたもんですから、一般質問ではあえてやらないで教育委員会の報告事項としてやっていただいて、委員会でちょっと報告の件で話をさせてもらったらというふうに思っていましたので、ご理解をいただきながら頭に入れていただいて、来年も来るし再来年も来ることです。給付がいいのか貸し付けがいいのか、貸し付けの場合にはその人がいなくなったらお金が戻ってきません。給付の場合には、気持ちがあれば、頑張っているねということだってできますよね。

茂木啓三郎さんが6,000万円以上の当時旧旭市で寄附していただいて、そういったことが発端になって、その果実運用ということで来たわけですが、今、果実はなかなかできないような状況で、食いつぶしているような状況の中で骨を折っていただいているこの行政に対して、やはりその趣旨はいいじゃないですか、給付して。子どもたちが大人になった時に、ああ私はうちの家は貧しかったけれども、でもこういった制度があつてよかったということを他県で言って、ああ、あなたは素晴らしいところに生まれたんだと言われることが社会貢献じゃないですか、というふうに思っています。それがきっと裏返しに茂木啓三郎さんの思いだったと思いますから、その辺は多くは語ってもしようがないもんですから、その辺はお互いの認識の中で、条例を変えるものであれば変えていくようなこともしなくちゃいけないというふうに思っている1人です。

報告事項ですからこの辺にさせてもらいます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、神子委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、保険証についてでございますけれども、当初、配達記録で転送不可という形で被保険者の方に送らせていただきました。その中で、こういう形でございますので配達記録が、本人が不在あるいは家族が不在ですとどうしても戻ってきってしまうとか、郵便局にまた差止めがされちゃうということで、確かに年度当初は多うございました。

今現在、また本人のところに渡っていない件数でございますけれども、居所不明という方で2件、不在ということで2件、居所不明はアパート住まいだったと思いますけれども、ア

パートにも住んでいないということで、あと不在というのは、確かに家はあるんですけども、そこにはいないと、それは民生委員さんとかいろいろお願いしてやっているんですけども、まだこの4名の方については確認されておられません。

続きまして、先ほどのモデルでいきますと旭市は安くなるというようなお話をしましたけれども、実際はどうなんだというご質問ですけれども、確かに社会保険の被扶養者の方については、先ほどの調査表の中にも含まれておりませんし、その方については今まで保険料がかかっておりません。その方が今度は後期高齢者のほうに移りまして保険料が出てきますので、この方については確実に増える方でございます。人数的には、これは3月末時点の人数でございますけれども、約1,600人ほどおります。その方について、例えば平成20年度は半年間免除、あとの半年間を1割負担という形ですので、平成20年度につきましては1,600円という形になります。平成21年度につきましては、均等割部分についての5割軽減でございますので、平成21年度は1万6,200円、平均的にはそのような形になろうと思います。

あともう一つでございますけれども、旭市としての今、困っていることというその辺でございまして、あえて申し上げますと、例えばテレビあるいは新聞等で報道されておまして、その影響等がかなりあるかと思っておりますけれども、年金天引きについてかなり納得できないというか、その辺の苦情はあることはあるんです。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

資料の8ページにありますように、モデルの実態はないけれども、今、ご説明をいただきましたように社会保険ということで、これは健保ですよ、その加入者については、これは3月末では1,600人程度確実に増えるというような、そういった状況をとらえているようでございます。やはり追跡というものは必要だと思うんです。困っていれば手を上げて、困っているよとやはり言っていきましょうよ。そうでないと市民の方は大変ですから。職員の方も大変ですし、国から来たといつて、それをうのみにして、やったことによって大変なことを押しつけるということも、これもいけないし、変えられなくても実態はこうなんだと、やはり実態はおのずとして大変ですけども、これにかかわらず新しい制度になったとかいうことを踏まえた場合には、状態を把握して、それで、まずければ変えてもらうように上申するとかというふうにやっていかないと、やはり意味がないんじゃないか。特にこういう社会構造が大分変化している状況ですから、やはりこと細かく大変ですけども、やっていく

ことが市の吏員に課せられたお仕事のサービスということについても一つのことではないかなというふうに思いますので、そういった意味で大変ですけれども、経過措置については十分把握していただいて、市民の気持ちをつかんでいただくようなこともぜひお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） ほかにお聞きしたいことがありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（柴田徹也） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 22 分

再開 午前 11 時 24 分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 6 月 12 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第 1 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願、請願第 2 号、「国における平成 21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第 3 号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願の 3 件であります。

それでは、請願第 1 号について審査に入ります。

初めに、紹介議員であります神子議員より説明がありましたらお願いいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） それでは、受理番号第 1 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願につきまして説明をさせていただきます。

請願の趣旨につきましては、本会議で皆様方のお手元に配布されておりますように請願の

趣旨が書いてございます。内容的には請願の趣旨のうち、大きく分けると3点ぐらいに絞れるのかなというふうに判断しております。

1つにつきましては、これは昨年度につきましても、委員の皆さんには同様の意見書の採択を求める請願が提出されて委員会でも議論をしていただき、そして本会議では意見書の採択をいただいて、関係大臣あてに内容的に意見書の提出をされているということですが、1つには、ご案内のように義務教育費国庫負担制度につきましては、歴史的に見ると、この制度がない時代には教職員の給与の遅配が生じてみたり、寄附金の強制がされたことから公立義務教育諸学校に勤務する県費の負担、教職員の給与については国が2分の1を負担するというで発足された制度だと思っております。

しかし、今日に至るまでに国の財政が大変厳しいという理由から、1985年から対象項目でありました教育費、旅費、共済費、恩給、こういった義務教育費国庫負担制度の対象項目が外されまして、一般財源化されてきたわけでありまして、したがって、給与費のみが残っていたわけですが、このことにつきましても2005年11月、三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度堅持のことについては、費用負担の割合については2分の1あったものが3分の1に縮減されたことによって、2006年から現在に至っているという内容のものでございます。

そこで1点目は、そういう3分の1となった現在、国庫負担金の割合が恒久措置ではなくて、制度全廃も含めた検討がなされる可能性があるだろうというのが請願の趣旨の1点目になるというふうに思っております。

それから2点目が、中段ごろに書いてありますけれども、30人学級などについては学級定数規模を縮小する措置が都道府県単費で行われているということがありますけれども、この制度につきましても、裁量権は保障されていますが、国民に等しく義務教育を保障するという観点から言えば、財政的に最低保障ということで下支えしているこの義務教育費国庫負担制度というのは必要不可欠なものであるのではないかなということで、仮にこの制度が廃止された場合には、全額都道府県に税源移譲されるということで、中段から下段に書いてありますが、7都府県を除いては現状の国庫負担金を下回る金額となることは明らかだというふうにされております。

ちなみに7都府県といいますのは埼玉県、千葉県も入っているそうです。それから東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、この7都府県だというふうに伺っております。千葉県の場合を考えた場合には、都心部はいいでしょうけれども、過疎地に行きますとやはりどう

しても下回るような状況にも考えられるのではないかと、機会均等からすると、その辺も問題があるのではないかなという義務教育費の水準格差が生まれることになるのではないかなというのが2点目であります。

それらを総合して、学校の基幹職員であります学校事務職員あるいは学校栄養職員を含めた教職員の給与を、この義務教育費国庫負担制度から適用除外することについては、法の精神に基づいて教育の機会均等と、その水準の維持向上ということに反するものではないかなというのが3点目で、したがって、ぜひ義務教育費の国庫負担制度の堅持をお願いしますという趣旨だと判断しております。

したがって、旭市議会でも十分に議論をいただきまして、意見書採択に向けまして検討していただき、意見書採択ができますようによりしくお願いを申し上げまして、説明を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、ただいまの説明につきまして参考意見を申し上げます。

ただいまの説明にもありましたが、2005年11月に義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1に減額され、現在、公立学校の教職員の給与は国が3分の1、県が3分の2負担しております。その分、税源が移譲されることとなっておりますが、実際にはそれまでの負担金を下回るなど、今後国庫負担金が縮減されたり、またなくなるということになりますと、地方自治体の財政を圧迫する結果となってしまいます。

したがって、義務教育費の国庫負担制度の堅持は、地方公共団体にとって欠かせないものであり、本請願は本市でも求めている内容であると考えます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

続いて、請願第2号について、紹介議員であります神子議員より説明がありましたらお願いいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） 受理番号第2号、「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願につきまして説明をさせていただく前に、ぜひ委員長、資料を皆様方にお配りいただいて説明をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） はい、お願いいたします。

（資料配布）

○紹介議員（神子 功） 今、お手元に委員長を通じて配らせていただいたのは、平成20年度の文部科学省一般会計予算の構成ということで、予算が掲載されております。前年度の予算額と平成20年度の予定額ということで記載されておりますが、ちなみに昨年度の予算額ということで5兆2,706億円というのがありますが、昨年度説明した時には平成19年度、18年度の比較をさせてもらったんですが、2.7%増というふうに説明をさせていただきました。今回は0.1%の伸びということで、伸び幅が縮まっております。さらに、近年の状態をひもときますと、平成18年と17年、いわゆる平成17年度の予算と18年度の予算のときには、これが10.7%減額されているということから来ております。したがって、平成17年から18年のときには10.7%減額をされ、平成18年から19年のときには2.7%戻ったということです。さらに、今回の場合には0.1%、こういうようなことの推移だというふうに思います。

したがって、微増ですけれども、これが果たしてこれからずっと維持できるかどうかということもありますので、ぜひそういった意味では、平成21年については請願の趣旨で6項目ほど掲げておりますけれども、この内容を踏まえたことを念頭に置きますと、どうしても教育予算については拡充をしていただきたいという趣旨の意見書を採択していただく内容でございます。

私といたしましても、中を見ていただきますと1項目から6項目まで書いてありますが、内容的には充実した教育を実現するためには、子どもたちの教育環境の整備、こういったものを進めていく必要があるというふうに考えますが、特に教育する教職員の関係の方々への配慮、それから保護者への負担の軽減、それから子どもたちが学ぶ学校施設の整備あるいは地域で社会状況も含めた育成等にも力点を置く必要があるんじゃないかなというふうに考える1人でございます。

どうか旭市議会におきましても、これらを踏まえて十分検討していただき、意見書が採択されて関係機関に提出できますように、皆様方の慎重審議のご審議をお願いして説明を終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、ただいまの説明につきまして、2点ほど参考意見を申し述べさせていただきます。

1のきめ細かな指導をするための教職員定数改善計画を早期に策定することについてですが、近年、少人数教育の推進、特別支援教育の充実のために教職員定数改善や補助員配置など、国においても少しずつ人的な予算措置が行われてきておりますが、新たな教職員の定数改善計画が見送られるなど、学校教育充実のための予算措置は十分ではありません。したがって、課題が山積している中、各小・中学校には少人数指導、きめ細かな指導及び学力向上など教育内容及び教育の質の向上、効果的な指導支援のため教職員定数改善計画の策定による教職員の増員など、国における教育予算の拡充は不可欠な状況にあります。

そして2点目ですが、2の義務教育諸学校における学級編制基準についてですが、現在、小・中学校における学級編制の基準は1学級40人と定められていますが、実施に当たりましては弾力的な運用が認められており、千葉県においては、本年度より小学校及び中学校の全学年において38人学級を実施しております。しかし、県の弾力的運用にも限界があり、国における法改正や予算措置の裏付けがなければ、今後の少人数学級の推進は困難であります。

以上のような点などをかんがみますと、本請願は本市でも求めている内容であると考えます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 請願1号も2号も、どうもいろいろ予算の拡充に向けての請願だと思いますが、神子委員は国も厳しい中でとおっしゃいましたが、国自体がすべての借金を合算すると幾らあるかちょっとお尋ねしたいと思います。国が厳しいという中で、国はどの程度厳しいのか、ちょっとその点お尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子議員。

○紹介議員（神子 功） 間違ったことを言ったらまずいもんですから、はっきりした数字は

分かりません。600兆円はあるというふうに伺っております。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 国というのは、公団系、また国、地方、すべて合わせて旧国鉄分さまたまな借金があると思います。厳しいと口で言って、分かりませんではちょっとまずいかなと思います。やはり国も厳しいなら厳しいで調査して、相手も分かった中でいろいろ請願なんかを出したほうが、自分はいいいのかなと。やはり相手が分からないでいろいろ模索するというのは、何かちょっと疑問を感じます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） この6項目なんですけれども、この中で危険校舎とか老朽化、こういったものが出ておりますけれども、過日、この辺のところで学校教育課長に伺ったところ、夏は夏休みだという形で、そんなに電気代とかそういったのもくわないよというような話を伺っております。それで、その中で教育の一層の整備を進める必要があるということですが、子ども・高齢化に今なっている状況で、この38人の学級制度というものが果たしてこれから成り立つだろうかということも、これは踏まえていかなくちやならない問題ではないかなと、このように思っております。その辺のところはどのように考えておられますか。今後、子どもたちの人数が増えていくのかどうかということも含めてお聞きしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 子どもたちの推移ということによろしいですか。

各ゼロ歳から6歳までの子どもの数を見ますと、今のところ平均しますと、市内全域の合計ですけれども、年間10人から11人ぐらい平均して減っていくというような状況でございます。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） そういった中で、教職員をここでは増やすというような考えもあるというふうに伺うわけですが、そういった場合、どんどん今度教職員が余ってくるような形にはならないのでしょうか。その辺のところもお聞きしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 今の定数で例えば40人なら40人、38人なら38人の学級で今後もずっと考えていきますと、当然学級の数が減ってくれば教職員の数も減るという形になりますので、そういうことは考えられると思いますが、ここでの部分について教職員を増やし

たいという部分については、そういう部分も当然あるかと思いますが、いわゆる特別支援を要する子どもであるとか、きめ細かな指導、そういうような部分で教職員を増やしていきたいという部分も含まれているのかなというふうに思いますが、一応、今伊藤委員のご質問の部分で言いますと、当然学級数に応じて教職員も廃止されますので、子どもたちが減っていった学級数が減れば、その分については減っていくということになるかと思います。

○委員長（柴田徹也） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 学校の補助教員なんですけれども、きめの細かい教育、指導をしているのには、どうしても補助員が必要だと思うんです、私は。その観点を考えて、今、旭市の現状はどのようになっているのか、ひとつそれだけちょっと教えてください。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 旭市の単独での教諭補助員の制度ということでよろしいでしょうか。

現在、今年度は小学校8校に9名、それから中学校2校に2名を配置しているところでございます。これは、今、委員おっしゃられましたように、きめ細かな指導ということですが、特に本年度は特別支援を要する、あるいは介助が必要だという、こういう子どもたちがいる場合について重点的に配置をしているという状況でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

続いて、請願第3号について、紹介議員であります神子議員より説明がありましたらお願いいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） 受理番号第3号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願について説明させていただきますが、これも資料がございますので、委員長、資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） どうぞお願いします。

一緒に配っております。

○紹介議員（神子 功） それでは、4枚つづりになるかと思いますが、内容的に見ていただきたいと思います。これは、昨年説明のときに配らせていただいた内容とほぼ同じ内容でございます。

1枚目につきましては、地域手当とは別なんです、調整手当とはという理由が書かれているページでございます。調整手当の支給地域、支給割合、これの年代的にどういうふうになっているかという経過が載っております。

2枚目ですが、地域手当の支給地域・支給割合、これにつきましても国の人事院勧告についての取り組み、それから千葉県での人事委員会の勧告、これの結果について2006年の結果と、それから2007年度の支給割合についてどうなったのかとどうかということで載っております。これを見ますと、徐々には人事院勧告並びに人事委員会の勧告についてパーセンテージが上回ってきているというような状況がうかがえると思います。2008年度につきましては、①、②、③と書いてありますけれども、6%が千葉市を含めての葛南と東葛、それから印旛地域の市町村、5%が市原市、君津地域の市、4%が上記以外の市ということですから、旭市がこれに該当するかと思います。

こういう状況を踏まえて、3枚目でございますが、とりくみへの補足資料ということで、関東近県の地域手当の支給割合の状況はどうかということで、2008年度の近隣の都県について表で表示されております。一番下に格差支給の問題点ということで書いてございますが、特に人事異動に大きな影響があるのではないかなということで、これについては、手当の低い地域の教職員については、高い地域の教職員に比べて年間20万円も格差があるということだそうです。したがって、同一労働に対して同一賃金ではないということが問題点ではないかということです。

それで、千葉県の場合には2007年度、小学校2.5倍と全国最下位ということになっているそうです。中学校でも最下位レベルにあるということが、これは内容的にはこういう地域手当の県内格差ということがあるのではないかなということが言えるのではないかなということと、併せまして優秀な人材を確保するにしても、そういう支給率に対して遜色ないような状況がやはり必要ではないかなということで、ぜひ同一県内については教育水準の格差につながるようなおそれがあると困りますので、ぜひ一律にしていきたいというのが概略、内容でございますので、どうかご検討の上、意見書の採択が旭市でできますように皆様方に議論をしていただきまして、ぜひよろしく願いしたいと思ひまして提案説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 地域手当は民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう導入されたとのことでありますが、現在、物価や生計費等の地域格差は余りなく、逆に地域差のある手当を導入することにより人的配置に影響することが懸念されます。したがって、地域手当の高い地域に優秀な人材が偏ることがないように、また、旭市にも優秀な人材が確保できるよう地域手当の格差をなくすことは重要なことであると思われます。

したがって本請願は本市でも求めている内容であると考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 請願第3号の地域手当、この案件は何か以前にも出された経緯があると思いますが、地域手当の支給を検討している団体はどこにありますか。

○委員長（柴田徹也） 神子議員。

○紹介議員（神子 功） 検討している団体ですか。請願として出た団体でしょうか、それとも今説明申し上げましたように、国の人事院勧告についてはこういうふうにしますよ、それから千葉県の人件委員会ではこうしますよということで、先ほどお手元の資料で経過についてはそこで決めたものが2006年、2007年、2008年ということで反映しているものと私は思います。それに対して請願者であります、今回は千葉縣市町村教育委員会連絡協議会以下、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会ということで検討していただいて、その各種団体の方々の連合会としての長がぜひ請願をしてくださいということで、千葉県下各自治体の議会あてに、この請願活動をしているというふうに判断しております。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） この請願は以前にも出されていると思いますし、また地域手当、毎年見直すんだか何年かに一回見直すんだか、地域手当も策定しているというか、その団体が分かればいいなと思いますが。

○委員長（柴田徹也） 神子議員。

○紹介議員（神子 功） 結論を出すのは、千葉県の場合には人事委員会で民間と公務員の、もちろん教職員の場合には千葉県で、先ほど学校教育課長のほうから説明がありましたように3分の1は国、3分の2は千葉県でということも踏まえて、調整手当並びに地域手当については人事委員会で民間の格差がないようにということで検討して、それで結論が出るもの

と思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 以前に地域手当の問題でやはりこの請願が出されたときに、何か人事院が認めた地域手当が公平をもたらすために作られているというような何か話になって、これを野放しにすると、田舎のほうの先生らが何かトラブルも意外と少ないから、田舎のほうに田舎のほうに教員が流れちまうと、そういうような何か経緯があると。だから都市部のほうは若干家賃も高いんだか何だか、人事院が認めた地域手当が教員を満遍なく公平に配置を調整していると、何かそんなふうに自分もお話聞いていますが、また、それと違ったニュアンスの答弁があれば、ぜひお聞きして判断したいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 神子議員。

○紹介議員（神子 功） 昨年の文教福祉常任委員会の中で、民間的に考えればというのが、委員の皆さんの意見の一つの中にマンションとか借りるときにはきっと都市部だろうと。それはお金がかかるので、その場合やむを得ないことではないかと。したがって、格差というものは過疎地域については低くてもいいんじゃないかというようなご意見があったというふうに思っております。

今回、請願が出ている背景には、国の人事委員会とかあるいは千葉県の人事委員会で、民間との格差については十分調べた上で決定を下しているものと私は判断しておりますけれども、先ほど言いましたように、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会というのがPTAの関係とか中学校の校長、教頭先生、事務の関係ということで、公立の関係の先生方の会とか、あるいは退職された会員も含めて、それよりももっとこうしてくださいという理由の中に、先ほども言いましたように過疎地域については、先生方が格差があるために行かないよと、都心部のほうがいいですよということを考えたときには、将来を担う子どもたちに機会均等ということからした場合に、先生方が来なければ先生方の指導が受けられない。要するに先生方が来ないということであれば、機会の均等がずれてしまう。そのために一律であってほしいということで、この各種団体の方々が連絡会を作っていただけで、それでぜひ各自治体の議会の中で十分議論していただいて格差がないように、しかも機会均等ができるように、未来の子どもたちのために、ぜひそういった状態を作っていたきたいということで、2010年には、お手元の一番最後に資料としてありますけれども、千葉県を二分割して8%の地域手当と5%の地域手当にするんだという方向がされているみたいです。

したがって、2006年、2007年、2008年、2009年、2010年ということで推移していくと思いますけれども、それでは困りますよというのが請願でございます。ぜひ8%であれば8%にしてくださいというようなことだと思いますし、今年に限っては6、5、4ということではなくて、平成20年については6、5、4となっておりますけれども、これをぜひ一律にしてほしいんだということで、民間との格差の検討もありますでしょうけれども、請願としてぜひ千葉県の知事さん、そして人事委員会の人事委員長さんにぜひ請願の趣旨をお分かりいただきたいために、各自治体で議会で検討していただいて、それを上げてほしいという内容の趣旨だと思います。

○委員長（柴田徹也） ほかにありますか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 何か神子議員の話も聞けば、それはなるほどそのほうがいいなという点、多分にあると思います。でも自分らが聞いている限りは、教員もなりたいた人が非常に多いらしいです。教員の採用試験、どこでもいいから、とんでもないところでもいいから教員になっちゃわないと、またその後どこに赴任するとも、どこでもいいから教員になっちゃわなければだめだよと、何かこういうような現実を自分は聞いていますが、実態はまた自分の見解と違った点があれば、またご答弁いただければありがたいなと思います。何か教員になりたいという人は本当に多くて、とりあえずどこでもいいから教員になっちゃわないと採用していただけないよというような話を聞いていますので、お願いします。

（発言する人あり）

○委員長（柴田徹也） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 私の自分の考えですけれども、きょうの請願1号から3号は、大体中身のほうは近いものだと私は思っております。旭市と言わず東総地区と都市部のほうで、今の時代にあまりにも格差があるじゃないかと、自分は思っております。ここに8%、5%と書いてありますよね。都市部の先生方は、多分自宅マンション購入だから8%、じゃ地方に来たら自宅に住んでいるから5%、それはないと思うんですよ。確かに東総地区の場合は、今、ガソリンの原油の高騰の中で、車で通勤するのがすごく多いです。都市部の場合は、考えたら電車、通勤圏がありますから、そういうことを考えたら、やはり私の場合は均等をとるために一律がいいんじゃないかなと私は思います。私の考えでございます。

○委員長（柴田徹也） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

ここで執行部は退席してください。大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 零時 5分

再開 午後 零時 17分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の採決

○委員長（柴田徹也） 次に、討論を省略して採決を行います。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成多数。

よって、本請願は閉会中の継続審査と決しました。

請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成多数。

よって、本請願は閉会中の継続審査と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（柴田徹也） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（柴田徹也）　初めに、請願第1号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（宮本英一）　それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配布してございます義務教育国庫負担制度堅持に関する意見書案をご覧くださいと思います。

その意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、教育の質的論議をぬきに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から次々と対象項目をはずし、一般財源化してきた。さらに、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

○委員長（柴田徹也）　事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いします。

(発言する人なし)

○委員長(柴田徹也) 特にないようでございますので、請願第1号の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書は原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

陳情の審査

○委員長(柴田徹也) 次に、陳情1件の審査を行います。

ここで、参考意見をいただくために健康管理課の出席を求めます。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 零時25分

再開 午後 零時25分

○委員長(柴田徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月12日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第4号、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情の1件であります。

これより付託陳情の審査を行います。

初めに、健康管理課より参考意見がありましたらお願いいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長(小長谷 博) それでは、陳情事項が3点ございますけれども、1点ごとにちょっと述べさせていただきたいと思います。

1点目の両施設とも利用料を同額、できれば200円にしてくださいという件でございます

けれども、これは3月議会のときにもご説明申し上げましたが、利用料の設定につきましては、あさひ健康福祉センターの料金、あそこもおふろとトレーニングジムがございますので、そちらを参考に400円という設定をさせていただきましたので、条例どおりこのまま当分の間は実施させていただきたいなと、このように考えております。

2番目の所得の少ない方、それと生活保護の方などの使用料の減免制度を作ってくださいという点でございますけれども、これにつきましても、健康増進センター、健康管理課だけで決められるものではございません。公的施設、全部体育施設等もございますので、使用料条例全般の施設に該当される項目と思われますので、この辺は所管課、それと財政課と十分な協議が必要かと思っております。

それと、3点目の健康診断でメタボリックシンドロームと指摘された方に無料体験券を渡すなど利用を勧める対策をとってくださいと。これにつきましては、うちのほうもメタボリックシンドローム要指導とされた方については、運動教室等を市の事業として計画していきたいと、その市の事業のときに教室に参加していただいて、健康増進センターを利用していただいて体質改善を図っていただければなと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課の説明は終わりました。

それでは、陳情第4号について審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いします。

向後委員。

○委員（向後悦世） この手数料の改定について、やはり自分は、合併時にサービスは高いところに合わせる、負担は低いところに合わせると、この合併の条件が尊重されないまま改定に当たっているから、こういうことになっているんじゃないかなと思いますし、また、以前にも体育館等の使用料手数料の件でも、そういうような合併時の経緯があったんじゃないかということも指摘してきましたし、また今回も、3月議会のときにもそれ以降も、やはり合併時にサービスは高いところに負担は低くと格好のいいこと言って、やはりそう言ったなら、改定しても収益が増につながらないような、現行のままならしたような改定にしてほしいと要望したら、何か、あさひ健康福祉センターに倣ったんだよということだったんで、合併の条件を何で無視してこのような改定をするのか、またさらにお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） これにつきましては、3月の議会のときにもお答えさせてい

ただいたと思いますけれども、利用者の公平な負担、他の施設との調整、合併協議会のときにも、社会体育施設との使用料の調整は合併後において調整するというふうになっておりまして、合併後にやはりその辺の調整をさせていただいたものでございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 私は、3月議会では賛成したほうの立場でございますけれども、ほかの施設との関連性もあるし、このいいおかけんこうセンターと海上増進センターだけでなく、ほかの施設もあります。それで決めたことでございますし、それでまだ時期的にもそんなに日がたっていない状態でございますので、私はもう少し考えてみてはと思う1人でございます。

それと、課長に1点お伺いしたいのは、3番にメタボリックシンドロームといったものがございまして、これは昨年度でもいいですから、診断で人数を把握していればお聞かせいただけたらと思いますけれども。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） メタボと俗に言って、今、国保に所管されました特定健診のことでございます。特定健診の結果、今実施中なので、どれだけの対象者がいるかというのは、平成20年度はまだ出ておりません。これから後半、個別健診を含めて9月いっぱいまで特定健診が実施されておりますので、それ以降に順次要指導者が分かれば、教室のほうを企画して、来て運動をしていただく、そのように考えております。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

神子委員。

○委員（神子 功） 今回、陳情の事項につきまして3点出ております。陳情の趣旨につきまして内容を見ますと、ここに海上、飯岡、それぞれ地元の方が利用するということが基本となって、それぞれ各センターは来たというそういった位置付けの基に、車で移動できる方ばかりではないということがあります。そうすると、車で移動できない方についてはどうするのかなということも検討するような状況なのか、それとも今後必要なかということについてはまだ検討はしていないと思いますし、この辺は十分検討をする、いわゆる調査といえますか、どういう状況かということに必要なのかなというふうに思っている1人です。

それから、メタボリックシンドロームの検査につきましては、今実施中ということですが、仮に9月までにまとめ上げた内容ができたとします。その時に、陳情事項については無料体

験券を渡すということなど、利用を勧める対策をとってくださいという陳情の趣旨でございますが、今の教室を云々ということのお話がありましたけれども、この教室については市単独で、該当する方はどうぞ集まってくださいということで、こういう方法でやりますから、それについては参加していただければ無料ですよということになるのかどうか、この辺は市としてはどうお考えですか。1点ちょっとご質問いたします。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 先ほどもちょっとお話ししたと思うんですけども、市の事業として教室を開催した場合には、これは無料で参加していただきます。あと個別にふだん運動する場合にはこれまた別に、一般の方と同じようにご利用していただきたいと、このように考えています。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 何度も言いますが、合併協議会でということは、合併したらサービスは高いところに、負担は低いところということだと思しますので、合併後にこの使用料を検討するから、合併後だから旭市に合わせたとか何かじゃなくて、やはりこれは市民にとって大きな疑問を感じていると思います。やはり合併したらサービスは高いところに合わせるし、負担は低くなって住みよい町になるのかなと思っていたら、何か税金は上がってしまう、またいろいろな体育館だとか健康施設の使用料手数料は上がってしまう、何かさまざまなものが値上がって、合併してもいいこと何もねえなというような声のほうで、自分のところに多く聞こえてきます。やはり行政がサービスは高く負担は低くと言っている割に、何か福祉施設の改定をしたら、またそれも何かお題目と違うようなことをすると、市民もだんだん人を信じられなくなって、やはり今社会現象が起きているように、いろいろな事件につながりかねないかなと自分は思います。

だから、やはり役所関係の方は重い責任の中にいるから、やはり言ったことはちゃんと守って進んでいくんだよというような、信念を持って取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 今回、陳情が出されておりますが、先ほども言いましたように、これは手数料及び使用料が決まったのが3月の定例会で、合併後初めて提案されて決まった内容です。その状況というのはまだ議員のほうも所管としても、つぶさに把握しているということもないわけです。

そこで、先ほど言いましたように飯岡、海上で利用された方については、車で移動できる方ばかりではないということについては、これもやはり今後どうしたらいいのかなという検討を進めたらどうかという、これは議論的だと思います。要は車を利用した場合には、その車の使用料はどうか、それとも無料でやっていくのが必要なのかということの内容も含まれているように私は判断いたします。

そこで、3つの陳情の事項がありますけれども、1番目については、両施設とも利用料を同額、できれば200円にしてくれということ、片一方に合わせるということだと思います。それで、2番目については減免措置をとってくださいということだと思います。3点目は、指摘された方については無料体験券等を渡すような措置をとってもらいたいという趣旨だと思います。したがって、陳情の3番については今調査をしておりますので、9月以降は結果が出次第、市の対応としては、今説明がありましたけれども、教室等を作っていて、事業としては単独で無料でやるということですから、これは陳情の内容と合致して、対策としてはとっていただけるのかなという判断ができますが、1番、2番、3番総合的に考えますと、陳情の趣旨を含め併せれば、ここで即いいか悪いかとかという問題ではないというふうに私は思います。

したがって、これは継続をして、そしてその中で今私が指摘しましたように、車の移動については本当に必要なかどうか、必要な場合には有料なのか無料なのかということも検討し、併せて陳情の1番、2番も含めて検討をしていくことが必要かと思いますので、私は継続して審査をすることという意見を申し述べたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 他にご意見がありましたら。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、陳情第4号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部は退席してください。大変ご苦労さまでした。

休憩 午後 零時40分

再開 午後 零時40分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して採決を行います。

陳情第４号、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成多数。

よって、本陳情は閉会中の継続審査と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時42分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 柴 田 徹 也

総 務 常 任 委 員 会

平成20年6月23日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1号 旭市名誉市民条例の制定について

議案第 6号 専決処分の承認について

（旭市税条例の一部を改正する条例）

議案第 7号 専決処分の承認について

（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第 8号 専決処分の承認について

（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

《付託陳情》

陳情第 3号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情について

出席委員（6名）

委員長 佐久間 茂 樹

副委員長 島 田 和 雄

委員 林 正一郎

委員 高 橋 利 彦

委員 明 智 忠 直

委員 伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（24名）

副 市 長 鈴 木 正 美

総 務 課 長 高 埜 英 俊

秘書広報課長 加 瀬 寿 一

企 画 課 長 加 瀬 正 彦

財 政 課 長 平 野 哲 也

税 務 課 長 野 口 徳 和

市 民 課 長 木 内 國 利
消 防 長 菅 谷 衛 一
そ の 他 担 当 員 1 4 名

会 計 管 理 者 渡 辺 輝 明
監 査 委 員 長 林 久 男

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一
主 査 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

お忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

夏至も過ぎまして、これからは少しずつ日が短くなってくるのかなと。まだ本格的な夏が来る前にこういうことを申し上げて申し訳ないですけども、平成20年、2008年、もう折り返し点を過ぎ、半ばを過ぎようとしております。最近では岩手・宮城の内陸地震、そして中国の四川の大地震、かなりの被害が出ております。被害に遭われた方には心からお見舞いを申し上げたいと思います。

きょうの読売新聞の社説に出ていましたけれども、学校の耐震化を急げと、国の補助率も上げると、そういうことで出ておりました。そういった意味では、当旭市の学校の耐震化施策がちょうどいいタイミングというところ申し訳ないんですが、まさに時宜を得て行われていたのかなと、そういうふうに思います。

きょうは6月定例会の最後の委員会でございます。付託されました議案について、慎重の審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承のほどをお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

また、市民から傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 4分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 4分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、委員の皆様方には朝からお忙しい中を総務常任委員会ということで、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に執行部のほうからご審議をお願いいたします案件は、議案4件でございます。議案第1号は、旭市名誉市民条例の制定についてでございます。議案第6号、第7号、第8号につきましては、いずれも税関連の専決処分の承認についてのものでございます。

以上の4件につきまして、どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（佐久間茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、旭市名誉市民条例の制定について、議案第6号、専決処分の承認について、議案第7号、専決処分の承認について、議案第8号、専決処分の承認についての4議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について総務課より補足して説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、議案第1号、旭市名誉市民条例の制定について補足説明をいたします。

条例の条文につきましては、本会議でご説明いたしましたので省略させていただきます。

それで、第5条に、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるという委任規定がございます。それに基づきまして、条例を可決していただきました後でございますけれども、施行規則を考えておりますので、本日、その案を資料としてお手元にお届けしてございますので、それについてちょっとご説明したいと思います。

資料の一番上だったと思いますけれども、よろしいでしょうか。

旭市名誉市民条例施行規則（案）というものでございます。

第1条が趣旨でございます。

それから、第2条が称号記及び名誉市民章ということで、顕彰の方法なんですけれども、称号記と名誉市民章を贈呈するということを考えております。この称号記というものは賞状のようなもの、勲章でいうと勲記です。そのようなものでございます。それから、名誉市民章というのは、肩から首にかけるといふものを予定しております。あと、略章も当然必要になるだろうというふうに考えております。

それから、第2項で名誉市民章は、本人に限りこれを使用するものとし、何人にも貸与することができない。それから、第3項で、名誉市民であった者の遺族は、称号記及び名誉市民章を保管することができるということで、市に返却する必要はないということでございます。

それから、第3条は事績の公表の方法です。

それから、第4条が名誉市民台帳。

それから、第5条、その他ということで、ここにも委任規定がございますけれども、称号記とか名誉市民章はまだでございますので、制度ができましたら、そういうものについて第5条の規定で定めることになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） この名誉市民の一つの基準というのはどういうふうになっているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 条例にもございますけれども、市の振興発展に寄与し、その功績が卓抜であり、市民のひとしく敬愛する方ということで、具体的な基準というものはございません。それにつきましては、まさに議会におはかりして同意をいただくということで、市の最高意思決定機関である議会のご判断をお願いするというものだろうと思っております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑は。

島田委員。

○委員（島田和雄） それでは、何点が質問します。

まず最初ですけれども、旧旭市、飯岡町にこれと同じような条例があったと伺っております。当時、どのような方がどういう功績で名誉市民になっていられたのかお聞きします。

それと2点目としまして、名誉市民を市長が議会に同意を求めるということになっておりますが、その前段と申しますか、市の内部におきまして、こういうすばらしい方が実績を残された方がいるということで、名誉市民に推挙したいというような声が上がるとは思います、そういった中で、こういった選考するに当たりましての選考委員会とでも申しましょうか、そういったようなことをされて推挙されているのかどうか、その辺をお伺いします。

それともう1点ですけれども、4条の待遇ですけれども、もうちょっと詳しく待遇についてお伺いをしたいと思います。1点目の公式の式典への参列というふうになっておりますけれども、実際にはどういったような式典に参列していただけるのか。

それから、2点目の慶弔の際における相当の礼をもって処遇をするとなっておりますけれども、相当の礼というのはどのようなことを考えられているのか。

それから3点目、特に市長において必要と認めることとなっておりますけれども、どういったことを考えておられるのか。

以上についてお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、お答えいたします。

ご指摘のように合併前の旭市と飯岡町で名誉市民、名誉町民の制度がございました。旭市では4名の方、それから飯岡町では2名の方が顕彰されております。その方のお名前と貢献の内容についてご紹介いたします。

まず、旭市の第1号は鈴木三九一様です。この方は市制施行時の市長として、旭市が昭和29年に合併したときという意味です。その市長として町村の合併及び市制施行に貢献したということ。この方が昭和45年9月5日の推挙です。

それから、第2号が諸橋芳夫様。昭和59年7月1日の推挙です。旭中央病院長として地域医療の向上に貢献したということです。

それから、第3号は昭和62年11月3日、茂木啓三郎様です。旭市の育英基金の創設、工業団地の推進など市の振興発展に寄与したということ。それから旭市の出身者として経済界を中心に偉大な活躍をしたという功績です。

それから、第4号が八木金二郎様です。平成3年7月6日推挙です。功績が、40年以上の長きにわたり教員として人づくりに専念したということ、それから3期12年にわたり市政を担当し、東総地域の中核都市としてのまちづくりに尽力し、市政の発展に貢献したということでございます。

それから、飯岡町の名誉町民でございますけれども、第1号が石毛郁治様、昭和41年3月15日の推挙でございます。功績ですが、完全循環式尿素製造方法を開発するなど、我が国の肥料工業発展に大きな貢献をしたということ、それから、町の教育施設充実のために多大な援助をされ、教育の振興に尽くされたということです。

それから、第2号が平成17年6月30日推挙です。上原清善様です。功績が、町と沖縄市との児童・生徒間の交流の基礎を築いたということ、それからもう一つ、沖縄との交流のために多大な援助をされ、交流の発展に尽くされたということでございます。

それから、2点目の選考委員会についてでございますけれども、今、ご紹介した方々の根拠といたしまして、前に旭市に名誉市民条例というのがございました。それから、飯岡町にも名誉町民条例というのがございました。どちらの条例にも選考委員会という規定はございません。それともう一つ、先ほど申し上げましたとおりに具体的な基準があるわけではございませんで、市の最高意思決定機関の議会にお願いするという趣旨のものでございますので、選考委員会は置かないという条例になっております。

それから、3番目の条例第4条の中身でございますけれども、まず、1点目の市の公式の式典への参列でございますけれども、これは一番に思い当たりますのは、例えば市制何十周年記念、そういう式典への招待だと思います。それから、慶弔の際における相当の礼でございますけれども、これはまさにその時々で判断して礼を尽くすと、失礼のないようにするというものだろうと思います。

それから3番目、特に市長においてということなんですが、これもその時々で判断していくものだろうというふうに思っております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 旧旭、飯岡、6名の名誉市民の方がおられたわけですが、この方々の今後の待遇ですか、もう既に皆さん亡くなられた方ばかりではないですよね。合併してからの新旭市としての待遇は特に考えられていないということでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） お答えいたします。

既に旧団体で推挙された方をどうするのかということだと思いますけれども、実は合併の協議の中で合併協定事項というのがございまして、その中の協議の第25号というので慣行の取り扱いというのがございました。その中に市章とか市の木、花、それから顕彰、都市宣言、表彰制度については、合併後新市において制定するということでございまして、その中にいわゆる名誉市民とか名誉町民なんかも入っていたわけでございますけれども、ですから、それが旧団体のものが、そのまま新市に引き継がれたということではないと思います。

ですから、新しい名誉市民の方と全く同じに扱うということは、なかなか難しいだろうというふうに思います。ただ、なされた実績というものは変わることにはございませんので、もちろん書類はいつも分かるように整えておきますし、ご本人に礼を失することのないようにやっていく必要があるだろうというふうに考えております。

ちょっと抽象的になりますけれども、以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 新市になって、その前段の名誉市民の方については、新しい市としては特に条例等では待遇を考えていないというようなお話でしたけれども、やはり6名の方とも、お聞きしますと大きな実績を残されてきた方だと思います。やはり何らかの新市としまして、それなりの待遇ということを考えてもいいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） ご指摘はごもっともだと思います。ですから、新しい名誉市民の方と全く同じにはできないと思いますけれども、礼を失することのないように考えていきたいと思います。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この名誉市民の件がこの議会で追加議案として出るというふうなうわさを聞いていますが、選考基準も何もまだはつきり決まっていない中で、そういうことがあり得るのかどうか、その辺をお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 名誉市民につきましては、市長のほうから後日皆様のほうに、何らかの形で報告をさせていただきますが、条例が通ったらという前提のものでありますから、ち

よっと私のほうで今申し上げることはできないと思いますが、市長から何らかの形で議会のほうにお話をされる予定と聞いております。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃお話をされるということは、今議会には出ないということですね。

○委員長（佐久間茂樹） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 今議会で条例が通った後に、追加提案になるのか今議会に出ないのかという両方の可能性があります、それにつきましては、私が今この場で申し上げることは、ちょっと差し控えさせていただきます。市長の口から申し上げることだと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） もし出すにしても出さないにしても、当然その選考基準はあってしかるべきなんです。それがまだ、先ほどの総務課長の話では何もできていないということであつたんですが、その辺はどうなんですか。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 先ほども申し上げましたけれども、選考基準というものではなくて、もちろん選考委員会も条例にはありませんし、まさに市議会にその人をもってお願いするということです、まだできていないということでございますけれども、選考基準というものは作る予定は今のところございません。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 選考基準が無いなら、それなりの人をなるべく多く名誉市民にしたらいいと思いますが、いかがですか、それは。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） そういうお考えもあるとは思いますが、やはり議会の議決をお願いするということでございますので、やはり慎重になるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 名誉市民、これは受ける人は大変名誉なことだと思うわけですが、ただその時の為政者の考えだけで名誉市民をつくっては、これは問題だと思うんですよ。ですからそういう中では、ある程度のボーダーラインですか、これは決めてしかるべきだと思います。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について税務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、配布されております資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、平成20年度の市税条例等改正の概要についてです。その中で議案第6号の関係、市税条例の中で個人住民税における寄附金税制の改正がございます。それで、その下の枠の中で税額控除の計算方法とありまして、これがちょっと分かりにくいですので、お手元の補足資料の1番でご説明させていただきます。

個人住民税の寄附金控除の例ということで、モデル例を示して計算してございます。この例としましては、夫婦と子ども2人で給与収入が700万円で住民税の所得割額が29万3,500円という例です。この方が4万円を市に寄附した場合です。この場合の給付控除対象額の算出は、寄附金4万円から適用下限額、これは5,000円控除がありますので、引きまして3万5,000円が一つの基本と。それから、所得税のほうがございます。所得税の控除額の算出につきましては、住民税の10%ということで3万5,000円掛ける10%、3,500円と。

2番目に住民税の控除額の算出ということで、①として基本控除額が3万5,000円、それと控除率10%と決まっておりますので、その1割ということで3,500円。特例控除額としまして、これは都道府県、市区町村への寄附のみ加算されます。それで3万5,000円、先ほどの基本控除額3万5,000円掛ける控除率80%となっています。この80%といいますのは、所得税の税額計算表というのが所得額に応じてございます。この例としましては、この給与収入700万円の方については、総所得金額は293万5,000円となりますので、その適用は10%になります。それで基本控除10%、先ほどの1番の所得控除額10%ありますので、90%から税額計算表の1割ですね、この方の場合。そうしますと控除率が80%になります。それで2万8,000円と。控除の上限としましては、住民税の所得割額が29万3,500円、その10%で2万9,350円と。この上限を超えないため2万8,000円の全額が控除となります。

そうしますと、①の3,500円と②の2万8,000円を足しますと3万1,500円となりまして、この内訳としまして市民税分が6%が1万8,900円、県民税分が4%が1万2,600円が税額控

除となるものであります。

それで、この注意書きに住民税の寄附金控除の対象となる寄附金の限度額は、総所得金額の30%となっています。この場合ですと、293万5,000円の30%ですので88万円が限度額となります。

3番目の所得税と住民税を合わせた控除額としましては、1プラス2で3,500円と3万1,500円で3万5,000円ということで、これはあくまで確定申告をしないと所得税のほうは控除は受けられないということでございます。

次に、市税条例の改正の中で主な重要な点としまして、個人住民税の公的年金からの特別徴収があります。これは補足資料の2枚目です。

対象者につきましては、65歳以上の公的年金の受給者ということでございます。それで、老齢基礎年金が18万円未満である人は対象から除外ということになります。

それから徴収する税額、徴収方法につきましては、公的年金、これは年に6回、偶数月に支給されますので、その都度特別徴収する。

それから、来年の10月からの実施ですので、それまでは普通徴収ということになります。

次に、3枚目をお開き願いたいと思います。

公的年金からの特別徴収制度の導入による納税方法の変化ということで、現状につきましては、年金受給者につきましては普通徴収で、市町村のほうから住民税納税通知書が行って納めていただくという形になっております。これを特別徴収制度の導入によりまして、年金受給者から徴収ということで、納税者、行政、双方にメリットがあるということでございます。

次に、4枚目をお開き願いたいと思います。

これは平成21年度の特別徴収を開始する年度における徴収ということで、普通徴収につきましては、6月、8月については上期ですので、その半分以上を4分の1ずつ普通徴収する。それから、特別徴収は10月から、そして年金は3回受給月がありますので、半分の3分の1ですので、6分の1ずつになるということでございます。

それから、今度、通年ベースになった平成22年以降です。前年度特別徴収を行っていた場合の特別徴収ということで、この方については、年6回のペースで3分の1ずつになるということでございます。

次に、補足資料の3です。5ページになります。

住宅税制の改正の関係でございます。省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措

置というところで、今回、平成20年度の税制改正で新しく設けられたものでございます。この減額措置につきましては、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行ったものについては、120平方メートルを限度として固定資産税の3分の1の減額があるというものでございます。

減額措置適用の要件としましては、平成20年1月1日以前に建築された住宅ということでございます。新築住宅ではなくて中古住宅、建てられたものでございます。それで、改修費用が30万円以上、工事については以下のように窓の断熱改修とか、床、壁の断熱改修工事が必要となります。

以上、6号のほうの議案の説明を終わらせていただきます。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 補足資料の1で個人住民税の寄附金ですか、これは年間どのくらいあるんですか。ちなみに分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 寄附金については、私のほうで市内の寄附者がほとんどですので、その点については把握していません。これについては市外から寄附されるのを制度としたものです。例えば県外からの寄附金については年に1件か2件くらいあるかないかだと思っています。今の現状ですね。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 税条例の改正についての案件なんですけれども、非常に出てきた条例を見ただけでは理解するのになかなか苦しむと申しますか、大変なんです。きょう、この机の前に出てきた資料ですか、これを見ますとすごく分かりやすいんですよ。できれば、委員会の事前に、この資料をいただけないかどうか、これをまず第1点、お聞きします。

それから、今回の寄附金条例ですか、寄附金に関しての全額控除ということなんですけれども、通称ふるさと納税ということだと思えますけれども、この制度はそもそも東京とか、都市部に税金が集中しているということで、地方にそれを分配するために創設された制度だと思えます。そういう趣旨からしますと、税収の少ない旭市としましては寄附を受け入れると、受

け入れる側の市だと思いますけれども、市の考え方としましてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

それと、今、税務課長おっしゃいましたが、再度お聞きしますけれども、現在、この税制がスタートしての寄附金行為があったかどうか、何件あったかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私のほうから、委員会に提出いたしました資料について、ちょっとお考えしたいと思います。

確かにおっしゃられるとおりに、特に税条例の関係は非常に煩雑で分かりにくい。我々職員が見ても、ちょっとなかなか大変というのがございまして、実は今回、条例案のほう、今まで条例案にページを入れるということはいたしませんでしたが、条例にもページを入れてございます。それから、今までは新旧対照表が基本で、それ以外の資料というのはお配りしませんでしたけれども、今回2つの資料をお配りしているということで、なるべく分かりやすいご審議をいただくということで、努力はしておりますけれども、ほかの委員会とのバランスもありますので、今後、前向きにちょっと検討したいなというふうに思いますけれども、今はそこだけでご容赦いただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、寄附を受け入れる側の立場としてということで、私のほうも周りの市町村でも様子を伺ったり聞いているんですけれども、全くそういう新聞に出ているような景品を出してやろうとか、そういう考えは皆さん持っていません。

それから、寄附の申し込みについては、問い合わせも現在のところ1件もございません。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 1件もないということですが、今のところはないということですが、寄附を受け入れるための市としての体制と申しますか、準備、そういうのはされているのかどうかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 今現在、この税制の関係についての問い合わせについては税務課で対応します。それから、そういう寄附のほうが出てくるようでしたら、庁内関係でもって調整して、担当窓口を作るようなことになるのかなと、そういう話はしております。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） では、まだ準備は特にはされていないということでしょうか。いろいろ寄附を集めるためのいろいろな方策というのを考えないと、寄附というのはやはり集まらないと思いますけれども、寄附をする方にとりまして、旭市に何か寄附をしたいというような、そういうこっちから情報を発信すべきだと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） そういう寄附金についての問い合わせ等に対応できるような形は作りたいと思っています。例えば、ホームページ上でそういう寄附税制の内容について分かるようにしたい、あるいは電話等で問い合わせには対応できるようにしたいと思っております。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今度は公的年金から個人住民税ですか、特別徴収ということでございますが、こういう方法であれば、絶対取りっぱぐれはないわけですね。そういう中で市の税金の徴収率はどういう数字になるのか、また金額になるのか。概略で結構ですが、もし分かればお答えいただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 今、徴収率のそういう詳しい資料をちょっと持ってきていませんが、前年より若干徴収率、市税全体で現年課税分は落ちるというふうに見ております。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それから、補足資料の3、省エネの関係で固定資産税の減額措置です。今、個人住宅に対して耐震でやはり多少補助金とか何とか出ていますね。そういう中で、この省エネ対策を行った住宅に対しては減額措置をするということですが、どういうふうに改修するためのPRを進めていくのか、その辺、ひとつ考えがあればお答えいただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 市のホームページのほうに、この省エネ改修の減額措置の内容について載せる予定でおります。

それから、あと確認申請等出てくる所管の都市整備課ですか、そういう方面にもこういう措置があるということをお知らせしていきたいというふうに考えております。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 広報とかホームページはなかなか見ないんですね。見れば耐震の関係もかなり出ると思うんですけれども、やはり効果のあるPRですか、市民への説明をどう

いうふうにしていくのか、もっと具体的な方法があればお願いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 折に触れてしたいと思います。例えば回覧板等を回せばいいんですけれども、実際に省エネ改修ですか、耐震もそうですけれども、改修費用が30万円からの対象ということですから、30万円ではこういう改修はなかなか難しい、結構高額な費用がかかるのかなと。なるべくそういう市民の皆さんにお知らせできるような手段ですか、考えていきたいと思っております。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員。

○委員（林 正一郎） 私のほうから、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産の減額措置の件で1点だけちょっと質問しますが、我々商売上で大変失礼でございますが、中古住宅の販売をやるときに、業者は必ず改修工事をやる。それは大体最低100万円や200万円はかかるだろうと、こういうふうに思っております。そのときに改修工事をやるわけでございますが、30万円以上のものということでもありますので、対象になるわけでございます。そういった中で、今、中古住宅は旭市でも、私は中古住宅あまり扱ってはおりませんが、恐らく年間50棟くらいは動いているんじゃないかなと、こういうふうに思うわけでございますが、そういった中で業者が改修工事をやって、業者を甲にした場合には乙が今度買ったということに、乙が改修しなければ、これはならないのかと、その点だけお聞かせ願いたいと思います。甲が改修工事200万円かけて乙に売りますよね、業者が。甲ではだめなのかと、乙が改修工事をやらなければ対象にならないのか、その点だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） あくまでも個人で課税客体になります。

個人の納税義務者になります。所有者です。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員。

○委員（林 正一郎） そうしますと、乙になりますよね。乙が納税義務があるので減免措置を受けるということになりますよね。そうしますと、乙のほうは領収書はないわけですよね。甲は持っているけれども。甲は費用が200万円かかりましたよと、省エネのリフォームをやって200万円かかりましたよという領収書は全部持っています。断熱から何から全部これやって持っています。けれども、乙は全体で1,000万円で買いましたよということだから持っていないわけですよ。その場合にどうなのかということです。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） この対象家屋があくまでも平成20年1月1日以前に建築された住宅ということで、所有者がそのままになっていればそのままになります。

○委員長（佐久間茂樹） ちょっといいですか。

質問の趣旨は、多分業者さんが改修工事費を出して、それを売った場合に個人で減税措置がとれるかどうかというお話ですよね。答弁がちょっと。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 失礼しました。

個人が改修したものについては対象になります。

（発言する人あり）

○委員長（佐久間茂樹） 会議中ですが、ここで暫時休憩したいと思います。時間は55分まで。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） どうも失礼しました。

この省エネ住宅の改修でもって、対象家屋の条件の平成20年1月1日以前、それと所有者と引き続いて所有している人かどうか、所有者が変更しているかどうかについて疑義が生じたので、私のほうで県のほうに照会しまして、正式な答えを出して対応したいと思っております。

○委員長（佐久間茂樹） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について税務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 特にございません。

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第7号について、質疑がありましたら
お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について税務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、補足資料の4をお開き願いたいと思います。

国民健康保険税の税率については、3月議会の予算のときにもお示ししたとおりでございます。

税率については、平成20年度に後期高齢者医療制度が創設されたことにより、支援金分が追加されたということでございます。

それで、所得割の税率については、医療分と支援金分に分かれましたが、旧税率と同じ8%と、資産割額は10%の減ということでございます。それで、介護分は変更なしということで、あと限度額が変更になったということでございます。

次に、7ページの国民健康保険税の年金からの特別徴収をご覧ください。

現在、普通徴収につきましては年8回、6月から翌年の1月までの8期でやっております。これは今年の10月から特別徴収が開始されます。現在の4月、6月、8月と、4月については来年からの話ですけれども、今現在6月に納税通知書を出しております。それで4月、6月、8月の前期が今度は仮徴収期間になるということです。それで、10月、12月、2月が本徴収ということになります。平成21年度につきましては、今度は来年4月、6月、8月が仮徴収になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（佐久間茂樹） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、旭市名誉市民条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第6号は承認することに決しました。

議案第7号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第7号は承認することに決しました。

議案第8号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（佐久間茂樹） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、私のほうから1点ご報告をいたします。

資料でございますけれども、きょうお配りしてございます資料の一番下、税条例の新旧対照表の一番下でございますけれども、1枚だけA4横の1枚だけの資料でございます。

防災行政無線統合整備事業の関係でございます。

それではご説明いたします。

3月議会で、防災行政無線の統合整備事業につきましては事業の概要と、それからあらましの流れをご説明いたしました。これから契約の段階になってまいりましたので、事業の内容の変った部分と、それから今後の予定についてご説明いたします。

まず、事業の概要でございますけれども、親局、それから遠隔操作装置、これは変更がございません。再送信局というのが、前にご説明したのは3か所ございましたけれども、このアンダーラインを付けた2か所が増えております。

と申しますのは、実はこの事業でございますけれども、市で勝手に進めるというわけにはまいりませんで、総務省の電波管理局と協議をして、その指導をいただきながら進めております。実は普通の場合ですと1つの市で1つの電波、それしかないんだそうですけれども、今回は特例を認めていただきまして、旭市で3つの電波を使っているということになりました。それで、実際実施設計を進めながら、これは机上のものではございませんで、実際に電波の届きぐあいを確認しながらやったわけでございますけれども、その結果、旭市の豊畑地区の西のほう、それと干潟地区の西のほうがちょっと電波が届きにくいと。このままですと、アンテナを立てても個別受信機が苦しいというようなことでしたので、電波管理局とも協議をいたしまして、1か所ずつちょっと小さいんですけれども、再送信局を設けるということでご了解をいただけたということでございます。その部分が変ったところでございます。

それから、今後の予定でございますけれども、下に工程表の概略を載せてございますけれども、7月に入りましたら入札をお願いいたしまして、入札の手続に入りまして8月に入札を行うと。その結果を基にいたしまして、9月議会で契約をお願いしたいというふうに考えております。議決をいただければ、その後すぐに親局の整備から取りかかります。

それから、その次に飯岡地区、海上地区ということで、災害で被害がありそうなところ、がけ崩れとか津波とかが心配なわけでございますけれども、そういうところをまず優先して事業に取りかかって、来年度の当初には飯岡、海上地区で運用を始めたいなど。それから、

来年度の中ごろには干潟地区で運用を開始、来年度中には旭地区で運用開始というふうな形で考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 所管事業の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

失礼しました。ほかに。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 税務課よりご報告いたします。

平成20年度の課税状況が終了いたしましたので、主な税目について調定額等ご報告させていただきます。

まず1点目の個人市民税につきましては、課税調定額29億7,700万円、対前年度比2.4%の増となりました。これにつきましては、主な理由としまして税率改正に伴う特別徴収分が増加したということでございます。

次に、2番目に固定資産税の現年課税分30億1,600万円で、対前年度比1.5%の増であります。

次に、3番目に軽自動車税につきましては1億3,700万円で、対前年度比1.0%の減、都市計画税につきましては2億5,500万円で、対前年比2%の増です。

市税全体の6月1日現在の調定額合計は73億6,700万円、対前年比0.8%の増でございます。

次に、国民健康保険税につきましては、調定額27億5,700万円、対前年比4.2%の減となりました。これにつきましては、後期高齢者医療制度の創設による減であります。

以上で報告を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 企画課から1点だけご報告申し上げます。

今年度から旭市の知名度アップ、それから交流人口の増を図るため全国に広く旭市をPRしていく、それから地域の活性化を目指す地域資源価値創造事業というものに取り組んでおります。この一環で、ちばてつや関連の事業が終わりましたのでご報告申し上げます。

14日から22日まで、昨日まで原画展と、それから講演会等を開催いたしまして、この9日間の開催期間の人員ですけれども、4,910人が実数で入っておりますので、ご報告いたします。

今後の予定なんですけれども、旭市の文化と観光等の情報発信委員会の開催、それから地

域資源を利用しやすいような形でのデジタルデータベース化、それから市民が旭市の魅力を再確認できるような講座の開催等を実施していく予定になっております。また、7月1日にオープンいたしますパークゴルフ場のスコアカードやパンフレット等も、ちばてつや先生のキャラクターを使って話題づくりと集客アップを進めていく、そのように活用していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（佐久間茂樹） 次に、陳情1件の審査を行います。

総務課、財政課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時12分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第3号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第3号について審査に入ります。

初めに、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） まず、私のほうからは、1点目の住民の暮らしや安全にかかわる国や自治体の責任を全うするため、画一的な公務員の削減や安易な民間開放を進めないことに

関しまして、市の状況をご説明いたします。

旭市におきましては、平成17年7月に合併しておりまして、その後、行政改革アクションプラン、それから職員定員適正化計画を定めまして、それに基づきまして削減を行っております。新規採用職員の定年退職者の3分の1程度ということで行っております。そういう事情だけご説明いたします。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 財政課のほうからは、2点目、3点目、4点目の関係について参考意見を申し上げさせていただきます。

まず、2点目の安定的税源の自治体への移譲と、十分な地方交付税により地方財政を拡充・安定させることとの関係でございますけれども、交付税につきましては本会議でもございましたように、税源移譲の関係で若干交付税、平成18年から19年にかけては減りましたけれども、これから19、20、21年とどうなるかは、ちょっと推計は今のところは不明でございます。

この件についてでございますけれども、この交付税の関係の安定財源というところで、この趣旨につきましては、非常に大変重要な事項ではないかと考えております。そして、この陳情とほぼ同じ趣旨の要望ですけれども、これが去る6月12日付をもちまして地方6団体、この中にはもちろん全国市長会ですとか全国市議会議長会、当然入っているわけですが、この名前で経済財政改革の基本方針2008、いわゆる骨太の方針の中にこれを盛り込んでいただくよということで、政府に6団体のほうから要望いたしたところでありまして、その内容を申し上げさせていただきますと、地方消費税の充実を中心とする安定的地方財源確保や充実強化と地方財政需要の的確な積み上げなどにより、地方交付税が有する財源調整や財源保障の両機能の充実を図ることという内容で6団体のほうが要望いたしておりまして、私どももこの成果に期待をいたしているところでございます。

次に、3点目ですけれども、地域医療再生のため、医師・看護師不足の解消と、不採算の自治体病院を抱える自治体への財政支援などを行うことについてでございますけれども、ご承知のとおり旭の中央病院におきましては、医師・看護師の確保対策につきまして、病院長はじめ関係者が懸命に努力されていることが先日の一般質問の中でもご説明があり、また議論されたところでございます。また、旭中央病院そのものの経営は、開設以来黒字決算であることもご承知のとおりでございます。

しかしながら、例えば救命救急センターのようにその部分だけを抜き出しますと、不採算という部門もあると聞いております。そして、この救急部門については平成17年度までは国・県合わせまして1億円強の補助があったわけですが、現在は一般財源化ということで廃止されております。

このような不採算部門のところへの補助金の復活等があれば、さらに中央病院の経営も安定してくるのではないかと考えております。

次に、4点目の公共調達や公共事業で働く労働者に適正な賃金・労働条件を保障する公契約法を制定することでございますけれども、いわゆる労働者と使用者間の問題につきましては、基本的には労働行政の範疇あるいは労働基準法を中心とした法律によって、この辺は定められておるところでございますけれども、この公契約法という法そのものがまだ未定なのかなと思いますけれども、これは春闘などのテーマなどとしまして、労働者団体等が制定を国に求めているというものでございまして、内容的には、公共事業等の契約に付随する労働者に対する適正な賃金や労働条件等を契約書の中に盛り込むようにするための法制化を目指すというようなもののようにございます。

これは国が法制化すれば地方自治体も追従するような形になろうかと思いますが、まだその動き自体がよく分からないような状況でございます。現在、本市の発注事業に伴うもので労使間のトラブルがあったという話は聞いていないところでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

それでは審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、陳情第3号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。執行部は退席してください。

大変ご苦勞さまでございました。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（佐久間茂樹） 陳情第３号の件ですけれども、意見はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、討論を省略して採決を行います。

陳情第３号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、本陳情は閉会中の継続審査と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 11 時 32 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長

佐久間 茂 樹